# 令和７年度（２０２５年度）第２回東海市男女共同参画審議会議 次第

日 時　令和７年（２０２５年）１０月３１日（金）
午前１０時
場 所　東海市立市民活動センター大会議室

１　開会

２　委員自己紹介

３　議題
⑴　（仮称）男女共同参画プランⅣについて
ア　素案について【資料１】
・パブリックコメント実施期間（予定）：11/15（土）～12/15（月）

イ　（仮称）男女共同参画プランⅣの名称案について【資料２】

ウ　答申書案について【資料３】

４　報告
男女共同参画プランⅢ施策報告書（令和６年度（２０２４年度）版）について【資料４】

５　その他
⑴　参考資料
カエル！ジャパン通信
⑵　令和７年度（２０２５年度）第３回東海市男女共同参画審議会
令和８年（２０２６年）１月２３日（金）午前１０時
東海市役所３０１会議室（３階）

６　閉会

資料１

# 東海市男女共同参画プランⅣ（仮称）
# 素案

令和８年度（２０２６年度）～令和１７年度（２０３５年度）

**令和７年（２０２５年）１０月２０日時点**

東　海　市

## はじめに

【今後記述】

# 目次


第１章　計画策定の背景 ……………………………… - 1 -
１　世界・国・県及び東海市の動き ………………… - 2 -
（１）世界の取り組み ………………………………… - 2 -
（２）国の取り組み …………………………………… - 2 -
（３）県の取り組み …………………………………… - 4 -
（４）東海市の取り組み ……………………………… - 4 -
２　東海市の現状 ……………………………………… - 5 -
（１）人口等の状況 …………………………………… - 5 -
（２）世帯の状況 ……………………………………… - 6 -
（３）就労の状況 ……………………………………… - 7 -
（４）女性の就労の状況 ……………………………… - 8 -
（５）女性の参画の状況 ……………………………… - 9 -
（６）市民の男女共同参画に関する意識 …………… - 10 -
（７）市内の事業所の状況 …………………………… - 19 -

第２章　計画の概要 …………………………………… - 23 -
１　計画策定の趣旨 …………………………………… - 24 -
２　計画の名称と位置付け …………………………… - 25 -
（１）計画の名称とテーマ …………………………… - 25 -
（２）計画の位置付け ………………………………… - 25 -
３　計画の期間と対象 ………………………………… - 27 -
（１）計画の期間 ……………………………………… - 27 -
（２）計画の活動主体と対象 ………………………… - 27 -
４　基本理念 …………………………………………… - 28 -
５　本計画とＳＤＧｓの関係 ………………………… - 29 -
６　基本目標 …………………………………………… - 30 -
基本目標１　だれもが互いに理解・尊重し合えている ………… - 30 -
基本目標２　だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている ………… - 30 -
基本目標３　だれもがあらゆる分野への参画ができている ………… - 30 -
基本目標４　だれもが安心して快適に暮らしている ………… - 30 -
７　施策体系 …………………………………………… - 31 -

第３章　基本目標と施策 ……………………………… - 33 -
基本目標１ …………………………………………… - 34 -
基本目標２ …………………………………………… - 36 -
基本目標３ …………………………………………… - 38 -
基本目標４ …………………………………………… - 40 -

第４章 計画の推進 ･･････････････････････････････････････････････････- 43 -
１　推進体制 ……………………………………………………… - 44 -
２　計画の進捗管理 ………………………………………………… - 44 -

資料編 ･･････････････････････････････････････････････････････････- 45 -
１　成果指標の算出方法 ……………………………………………… - 46 -
２　男女共同参画社会基本法 ………………………………………… - 48 -
３　東海市男女共同参画推進条例 …………………………………… - 49 -
４　東海市男女共同参画審議会 ……………………………………… - 50 -
５　東海市男女共同参画推進本部・推進会議 ……………………… - 51 -
６　東海市男女共同参画基本計画の策定過程 ……………………… - 52 -
７　女性活躍推進法 ………………………………………………… - 53 -
８　ＤＶ防止法 ……………………………………………………… - 54 -
９　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律………………… - 55 -
10　用語解説 ……………………………………………………… - 56 -

# 第１章
# 計画策定の背景

## １　世界・国・愛知県及び東海市の動き

### （１）世界の取り組み

国際連合では、昭和２１年（１９４６年）に「婦人の地位委員会」を設置し、昭和５０年（１９７５年）を「国際婦人年」と定めて、これに続く１０年間を「国連婦人の１０年」として「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」を採択されるなど、女性の地位向上のための様々な運動が展開されてきました。

平成２７年（２０１５年）に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択され、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の１つに、ジェンダー平等を実現するための目標を位置付け、誰一人として取り残さないことを目指して取り組むことが宣言されています。

最近の動向としては、令和６年（２０２４年）に第６８回国連女性の地位委員会が開催され、「ジェンダーの視点からの貧困撲滅、機構強化、資金動員によるジェンダー平等達成と女性・女児のエンパワーメントの加速」を優先テーマとして協議等も行われるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取り組みは、現在も積極的に進められています。一方、世界経済フォーラムが令和６年（２０２４年）６月に発表した「ジェンダー・ギャップ指数」（ＧＧＩ１）では、特に「政治」と「経済」の分野において我が国の男女の格差が大きいことが挙げられるなど、男女共同参画において取り組むべき課題は多く残されています。

### （２）国の取り組み

我が国では、国際婦人年を受けて昭和５０年（１９７５年）に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和５２年（１９７７年）に「国内行動計画」が策定されました。その後、昭和６０年（１９８５年）に「男女雇用機会均等法」が制定され、同年「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成 11 年（１９９９年）には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体及び国民の責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年、同法に基づき男女共同参画社会の実現に向けた施策を示す「第１次男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、計画を見直しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取り組みが進められてきました。

令和２年（２０２０年）には、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、社会的・政治的・経済的システムにおける女性の脆弱性が明らかになる中、「第５次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画の中では、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものであるとされました。

令和６年（２０２４年）には、日常生活または社会生活を営む中で、女性であることにより様々

な困難な問題に直面することが多い状況を改善し、女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性が、意思を尊重され、最適な支援を受けられるようにするために、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することなどが定められています。

■男女共同参画に関わる近年の国の動き（プランⅢ策定以降）

| 和暦（西暦） | 内容 |
|---|---|
| 平成２８年（２０１６年） | **雇用保険法等の一部を改正する法律　公布**（平成２８年（２０１６年）から順次施行） |
| 平成３０年（２０１８年） | **政治分野における男女共同参画の推進に関する法律　公布・施行** |
| | **働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律　公布**（平成３１年（２０１９年）から順次施行） |
| 令和元年（２０１９年） | **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律　公布**（令和２年（２０２０年）施行） |
| | **児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律　公布**（令和２年（２０２０年）施行） |
| 令和３年（２０２１年） | **ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律　公布・施行** |
| | **政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律　公布・施行** |
| | **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法を一部改正する法律　公布**（令和４年（２０２２年）から順次施行） |
| 令和４年（２０２２年） | **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律　公布**（令和６年（２０２４年）施行） |
| | **こども基本法　公布**（令和５年（２０２３年）施行） |
| 令和５年（２０２３年） | **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律　公布**（令和６年（２０２４年）施行） |
| | **性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律　公布・施行** |
| 令和６年（２０２４年） | **刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律　公布・施行** |
| | **育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律**（令和６年（２０２４年）順次施行） |

## （３）県の取り組み

愛知県では、平成１３年（２００１年）３月に、「あいち男女共同参画プラン２１～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成１４年（２００２年）３月には、男女共同参画社会の実現に向けた県民・事業者・県の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成１８年（２００６年）に「あいち男女共同参画プラン２１」を改定し、平成２３年（２０１１年）には「あいち男女共同参画プラン２００１－２０１５」が策定されました。また、平成２８年（２０１６年）には「あいち男女共同参画プラン２０２０～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定され、令和３年（２０２１年）３月には、社会経済情勢の変化や国の「第５次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「あいち男女共同参画プラン２０２５～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

## （４）東海市の取り組み

本市では、女性問題の解決のため、昭和６２年（１９８７年）に各種女性団体の代表者や有識者による「婦人問題懇話会」を設置し、提言された女性問題の市民意識の向上、健康と福祉の充実、社会参加の促進の３項目について審議するとともに、女性問題啓発誌の刊行、女性意識調査の実施、女性のつどいや女性シンポジウムの開催などに取り組んできました。その後、平成５年（１９９３年）には「女性行動計画策定委員会」を組織し、市民と市が協力して男女平等意識の向上、女性の自立と社会参加の促進、女性の健康とやすらぎの向上を基本目標とした女性行動計画「とうかい女性プラン～女と男がともに生きる社会をめざして～」（平成７年度（１９９５年度）～平成１６年度（２００４年度））を策定し、男女共同参画の推進に努めてきました。

平成１５年（２００３年）４月には、市内の女性団体から「とうかい男女共同参画推進条例市民案」が提出されるとともに、平成１６年（２００４年）３月に東海市男女共同参画懇話会から「男女共同参画推進条例の基本的考え方について」の提言を受け、平成１６年（２００４年）９月に、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市民・事業者・市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めた「東海市男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成１８年（２００６年）３月には、平等・参画・快適を基本理念とした「東海市男女共同参画プランⅡ～みんなの個性と能力が発揮できるまち　とうかい～」を、平成２８年（２０１６年）３月には「東海市男女共同参画プランⅢ～個性を認め合い　いきいきと活躍できるまち～」を策定し、市民・事業者・市などが協働して進めること、男女共同参画の各施策について、その進み具合を確認しながら総合的・計画的に推進することなどを基本として、男女共同参画に取り組んできました。

令和５年（２０２３年）４月には、「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和６年（２０２４年）４月からは、制度の対象となる者を拡大し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始するなど、性別などにかかわらずそれぞれの個性を活かし、多様な生き方、働き方ができる社会の実現を目指した取り組みを推進しています。

# ２　東海市の現状

## （１）人口等の状況

本市の人口は、平成３０年（２０１８年）には、１１５，０００人に達しましたが、近年は自然減、転出超過に転じており、令和７年（２０２５年）４月１日現在で１１３，２４２人となっています。年少人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

合計特殊出生率は、全国、愛知県と比較して高いものの、出生数とともに減少傾向にあります。

令和２年（２０２０年）の人口ピラミッドをみると、男女ともに４０～４９歳の人口が多くなっています。また、２５歳から６９歳までは女性よりも男性の人口が多くなっていますが、７０歳以上では女性の人口が多くなっています。

■年齢３区分別人口の推移と推計

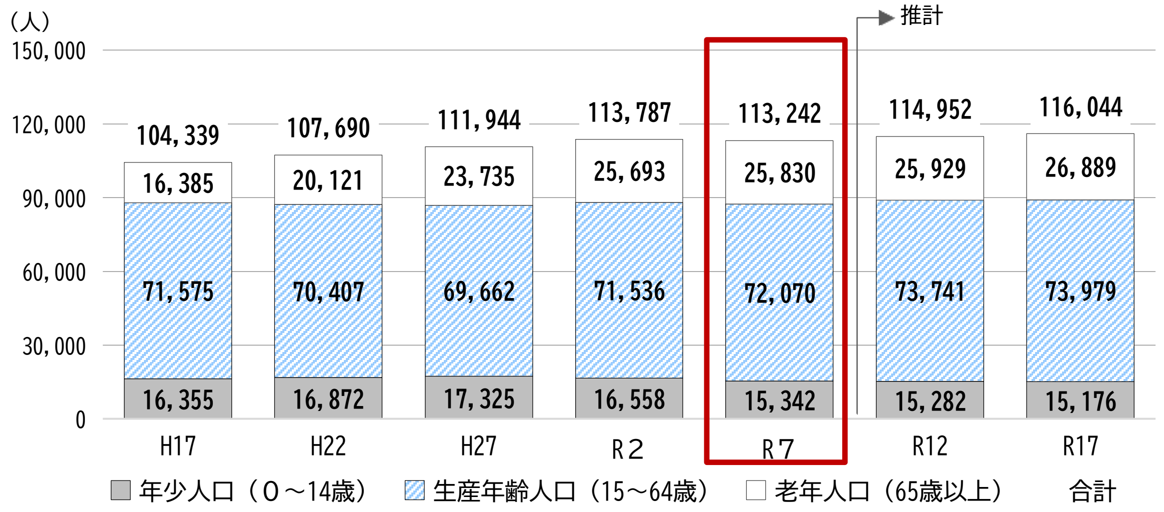


※平成 27 年(２０１５年)までの合計には年齢「不詳」を含むため、年齢３区分別人口の計と総数は一致しない。
資料：国勢調査（平成７年(２０２５年)～令和２年(２０２０年)）、住民基本台帳（令和７年(２０２５年)）、第３期東海市総合戦略による推計値（令和１２年(２０３０年)・令和１７年(２０３５年)）

■合計特殊出生率・出生数の推移

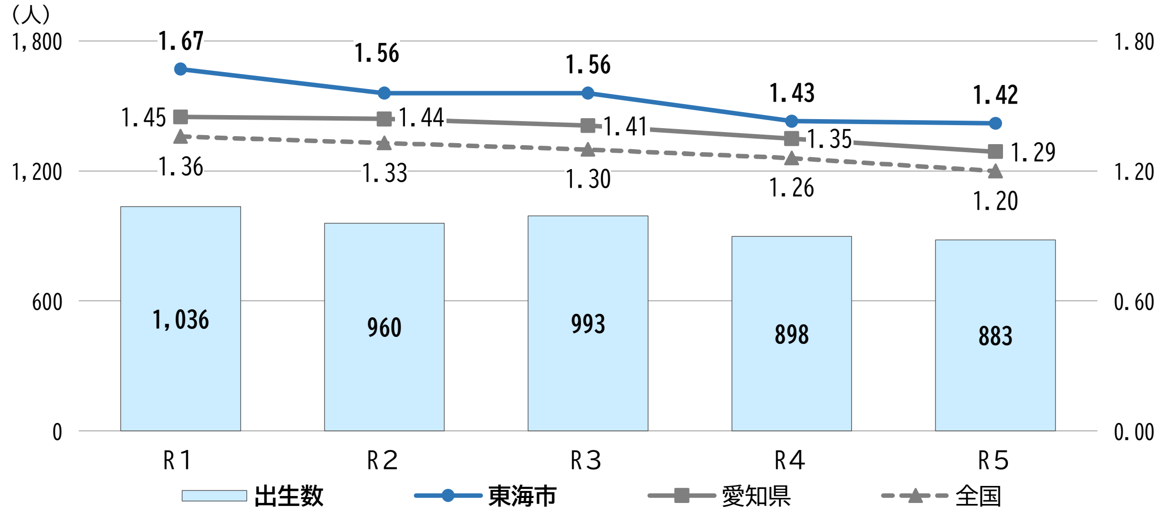


資料：合計特殊出生率（全国・愛知県：愛知県の人口動態統計、東海市：東海市調べ）、出生数（東海市の統計）

■人口ピラミッド（令和２年）

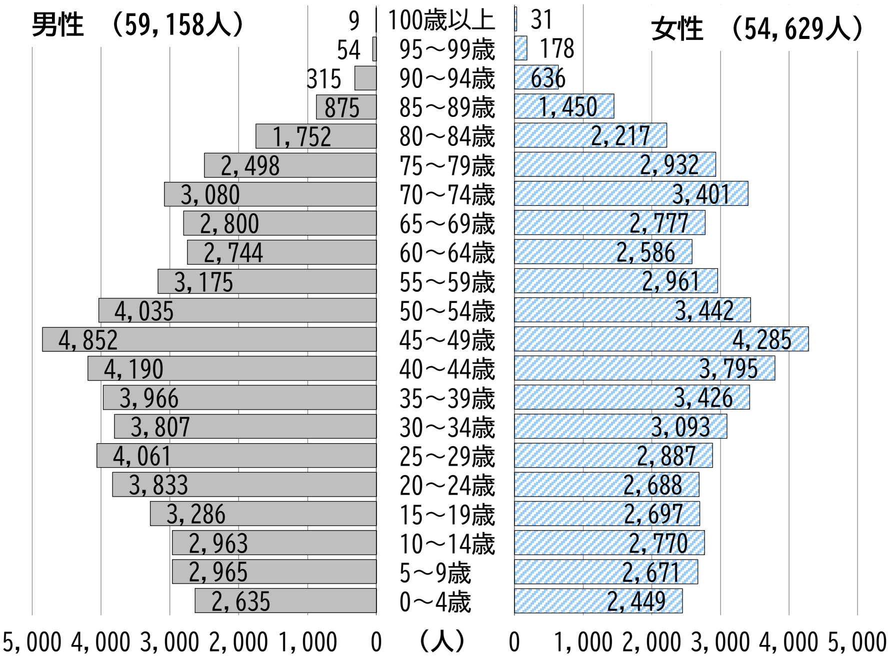


※合計には年齢「不詳」を含むため、年齢５歳区分別人口の計と総数は一致しない。

資料：国勢調査（令和２年(２０２０年))

## （２）世帯の状況

一般世帯数は増加傾向にありますが、世帯あたり人員数は減少しています。世帯構成をみると、全国、愛知県と比較して「核家族世帯」の割合がやや高く、「３世代世帯」の割合が低くなっています。

■一般世帯数と世帯あたり人員数の推移

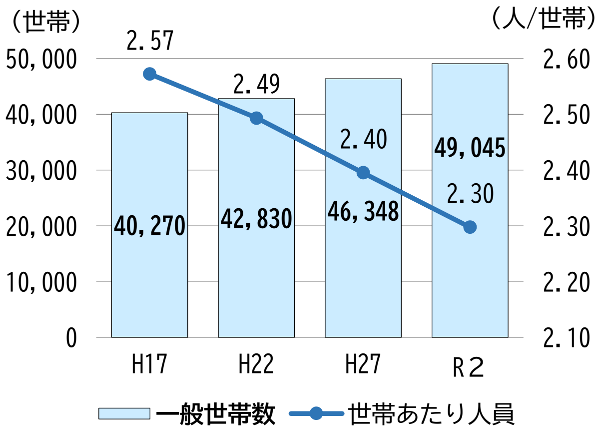


資料：国勢調査（令和２年(２０２０年))

■世帯構成の比較

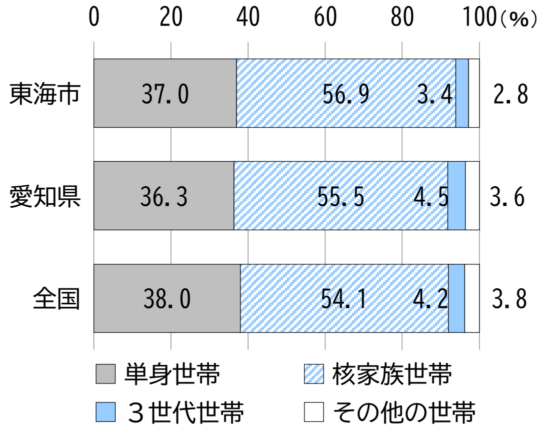


資料：国勢調査（令和２年(２０２０年))

※グラフは、小数点第２位を四捨五入しているため、各項目の比率を合計した値が100%にならない場合あります（以下、同様）。

## （３）就労の状況

就業者の産業分類別割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「第３次産業」に従事する割合が高くなっています。全国、愛知県と比較すると、男性は「第２次産業」に従事する割合が高くなっています。

また、雇用者の従業上の地位の割合を性別で比較すると、男性に比べて女性は「パート・アルバイト・その他」といった非正規の就業形態が多いことがうかがえます。全国、愛知県と比較すると、男性では全国、愛知県に比べて「正規の職員・従業員」の割合が高くなっていますが、女性では全国、愛知県よりも低くなっています。

■産業分類別割合の比較（男性）

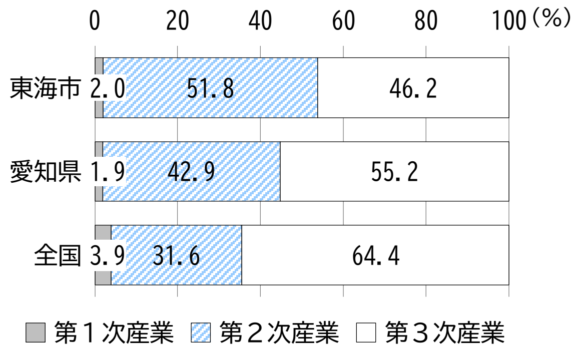


資料：国勢調査（令和２年（２０２０年））

■産業分類別割合の比較（女性）

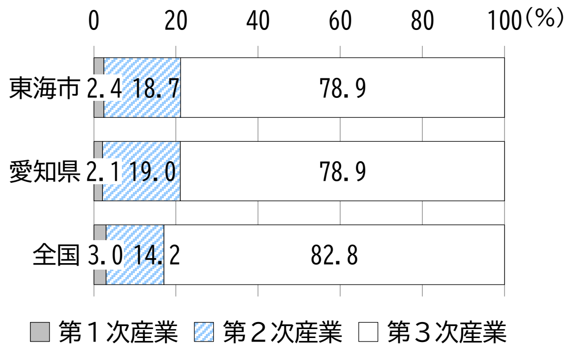


資料：国勢調査（令和２年（２０２０年））

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（男性）

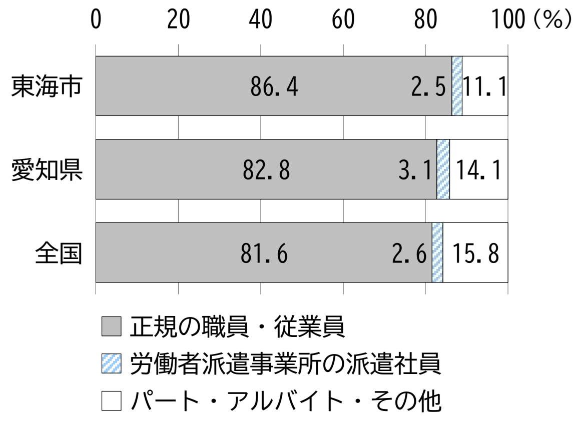


資料：国勢調査（令和２年（２０２０年））

■雇用者の従業上の地位の割合の比較（女性）

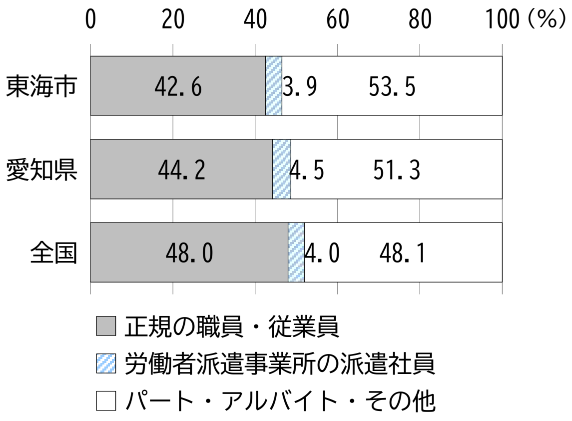


資料：国勢調査（令和２年（２０２０年））

## （４）女性の就労の状況

女性の年齢階級別労働力率は、２０歳以上で増加傾向にあり、いわゆるM字カーブの谷は浅くなってきています。

全国、愛知県と比較すると、M字カーブの谷である３０～３４歳では、全国、愛知県より低くなっていますが、４５歳～６４歳では、全国、愛知県と同水準となっています。

**■女性の年齢階級別労働力率の推移**

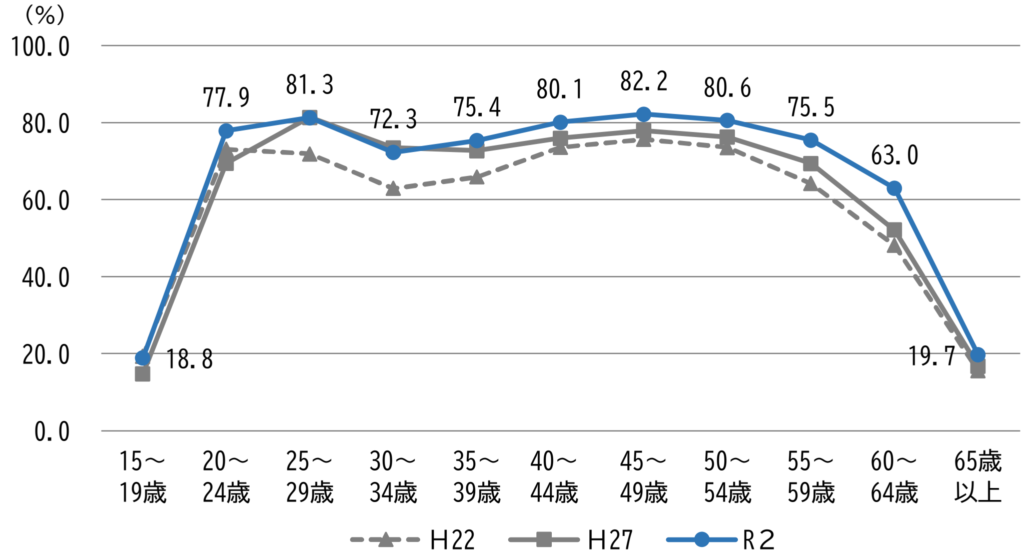


資料：国勢調査（令和２年(２０２０年)）

**■女性の年齢階級別労働力率の比較（令和２年）**

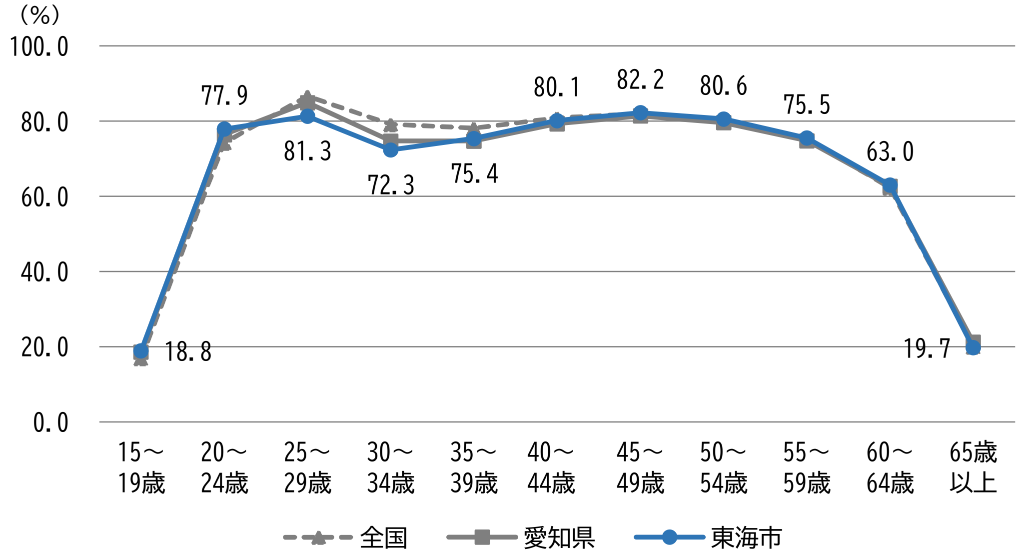


資料：国勢調査（令和２年(２０２０年)）

## （５）女性の参画の状況

審議会委員に占める女性委員の割合は減少傾向にあり、令和６年度（２０２４年度）に増加したものの、依然として全国平均、愛知県平均より低くなっています。

市議会議員に占める女性割合は、令和４年度（２０２２年度）以降、全国平均、愛知県平均より低くなっています。

防災会議委員に占める女性割合は、全国平均、愛知県平均と同水準で推移していましたが、令和６年度（２０２４年度）に全国平均を下回っています。

■審議会委員に占める女性委員割合の推移

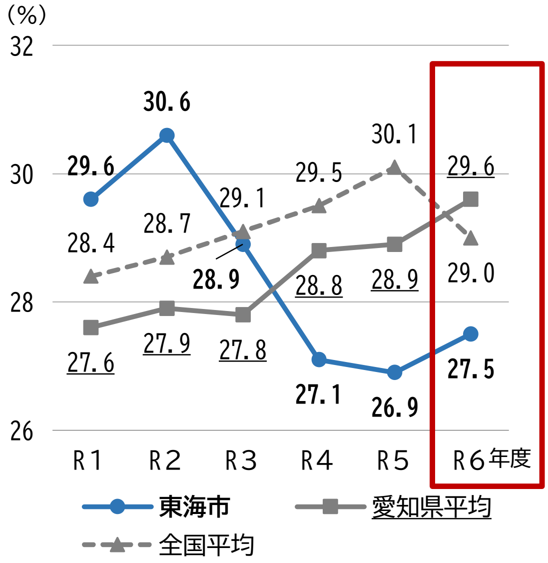


資料：内閣府　市区町村女性参画状況見える化マップ（各年４月１日時点）

■市議会議員に占める女性割合の推移

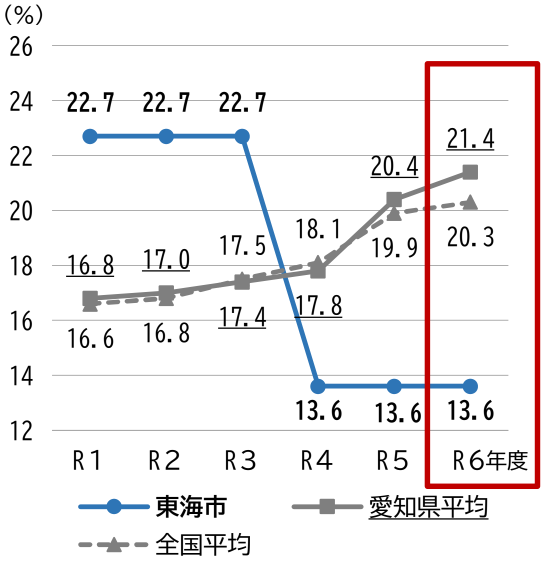


資料：内閣府　市区町村女性参画状況見える化マップ（各年４月１日時点）

■自治会長に占める女性割合の推移

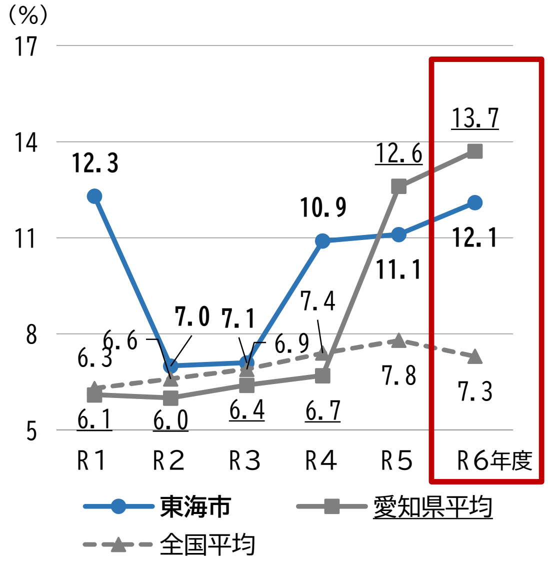


資料：内閣府　市区町村女性参画状況見える化マップ（各年４月１日時点）

■防災会議委員に占める女性割合の推移

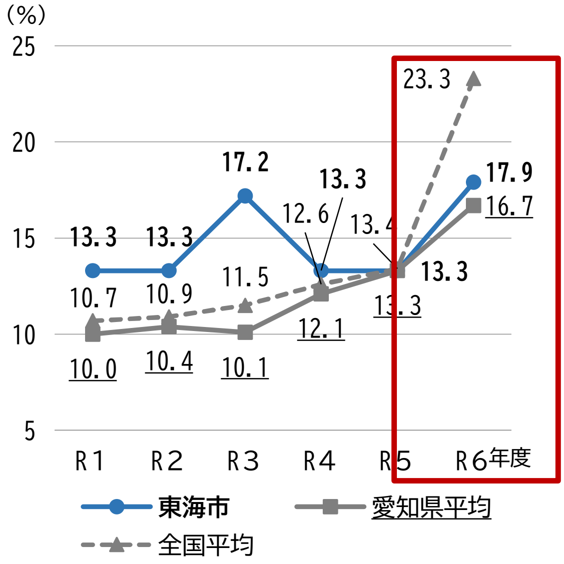


資料：内閣府　市区町村女性参画状況見える化マップ（各年４月１日時点）

## （６）市民の男女共同参画に関する意識

### ❶ 男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「学校教育」で「平等である」が最も高く、「家庭生活」「地域活動」「職場」「政治」「法律や制度」「社会通念・慣習・しきたり」では、『男性優遇』（「男性が非常に優遇されている」と「男性がやや優遇されている」の合計）が最も高くなっています。経年で比較すると、「家庭生活」「職場」「法律や制度」では年々『男性優遇』が緩和されていますが、「政治」では年々強まっています。

■各分野における男女の地域の平等感（経年比較）

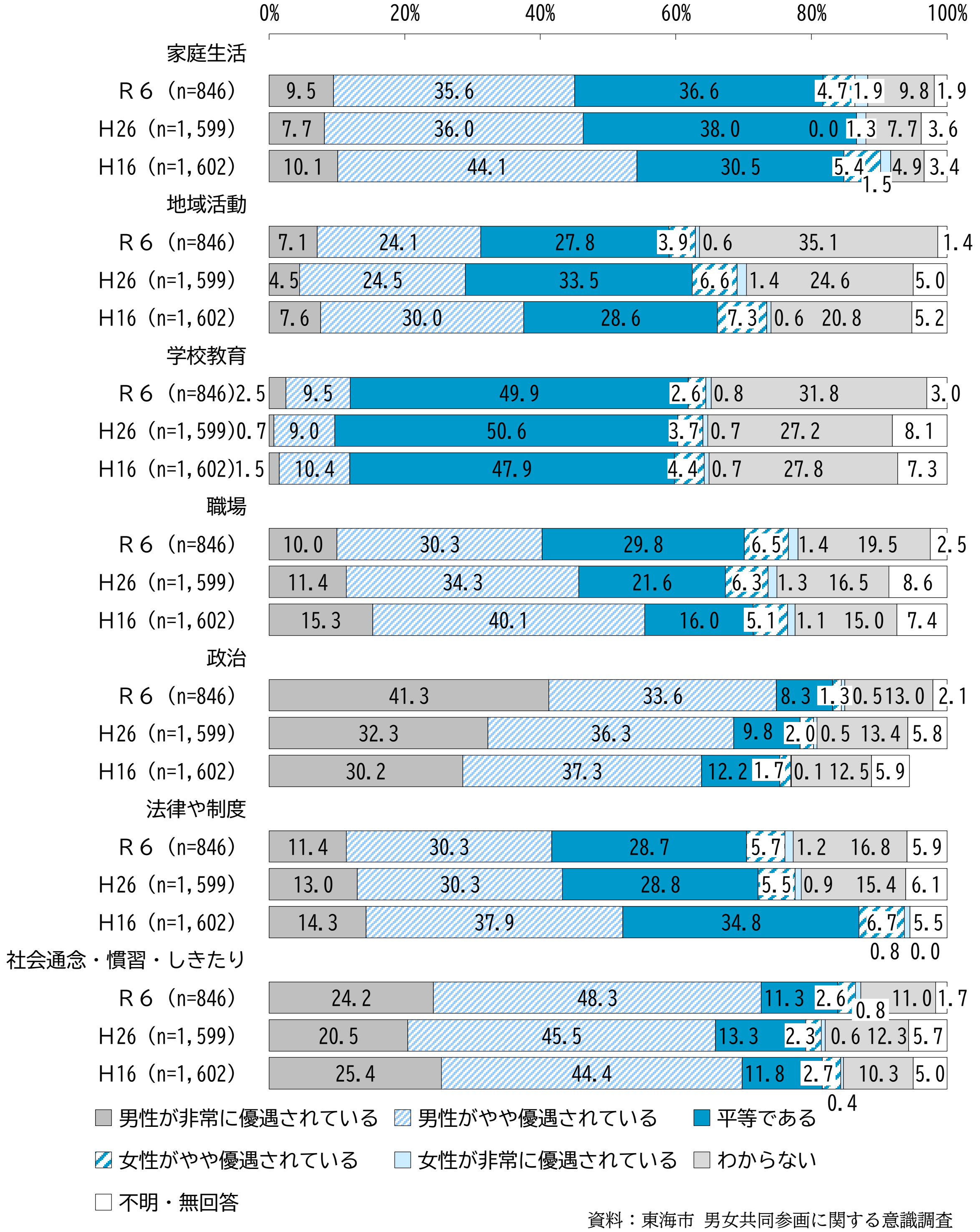


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❷ 固定的役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『賛成派』(「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が３１.２%、『反対派』(「どちらかといえば反対」と「反対」の合計）が６６.７%となっており、『反対派』が『賛成派』を上回っています。性別でみると、女性と比較して男性で『賛成派』が約２０ポイント上回っています。

経年で比較すると、『賛成派』が減少し、『反対派』が増加しています。

愛知県や国と比較すると、『賛成派』は愛知県よりもやや高く、国とは同水準となっています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識

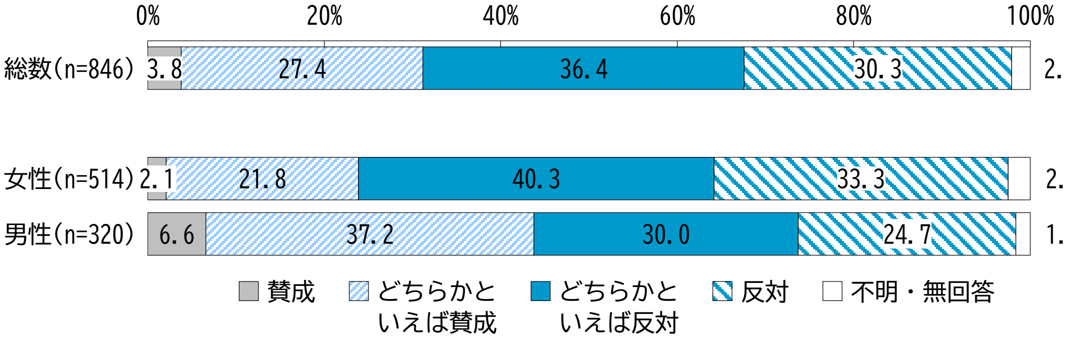


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対する意識（経年、愛知県・国との比較）

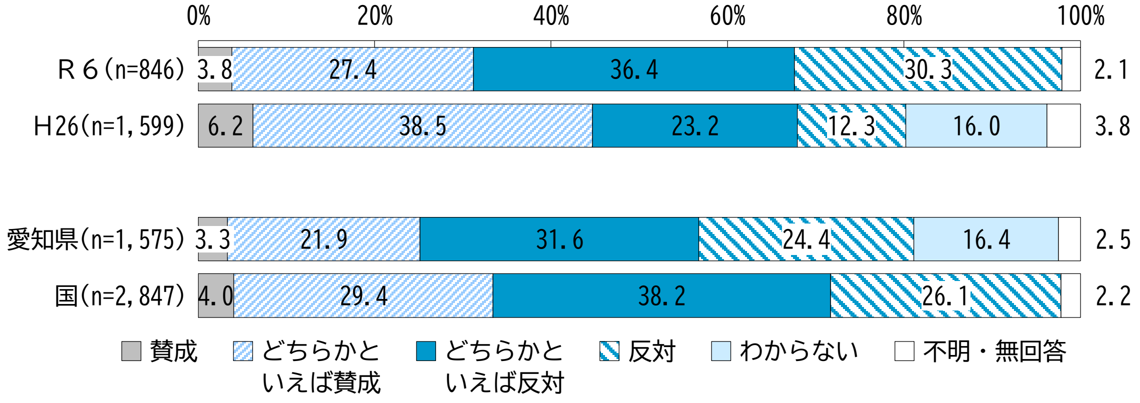


愛知県：令和４年(２０２２年)度県政世論調査（愛知県、令和４年(２０２２年)７月調査）

国　　:男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局、令和４年(２０２２年)11月～令和５年（２０２３年）１月調査）

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❸ 女性が職業をもつことについて

女性が職業をもつことについて、「職業は持ち続けた方がよい」が最も高くなっています。性別でみると、女性と比較して男性で「職業は持ち続けた方がよい」が低く、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつのがよい」が高くなっています。

経年で比較すると、「職業はもち続けた方がよい」が増加し、それ以外の考え方はそれぞれ減少しています。

国や愛知県と比較すると、「職業はもち続けた方がよい」は愛知県よりも高く、国とは同水準となっています。

**■女性が職業をもつことに対する考え**

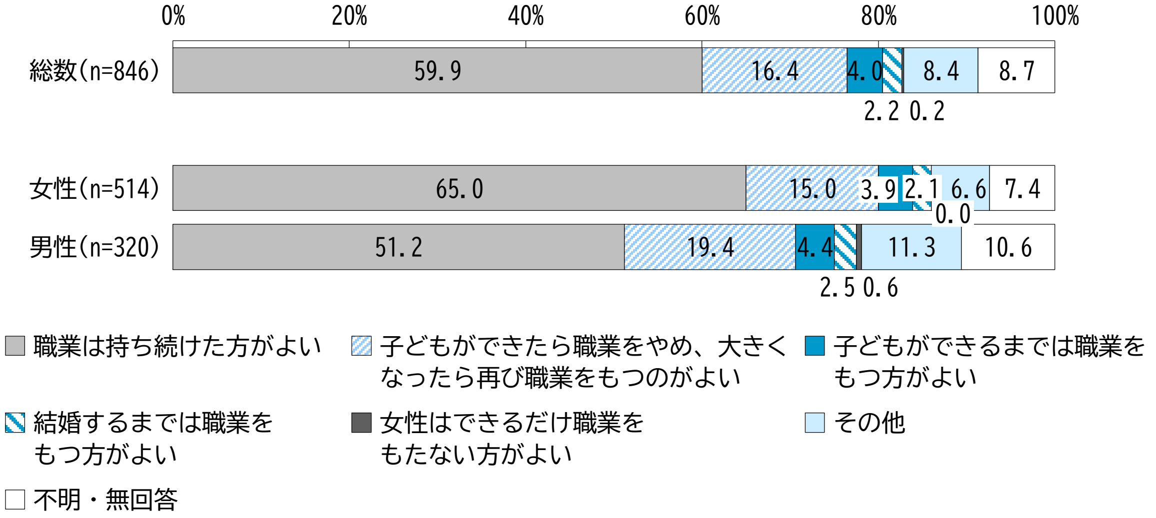


**■女性が職業をもつことに対する考え（経年、愛知県・国との比較）**

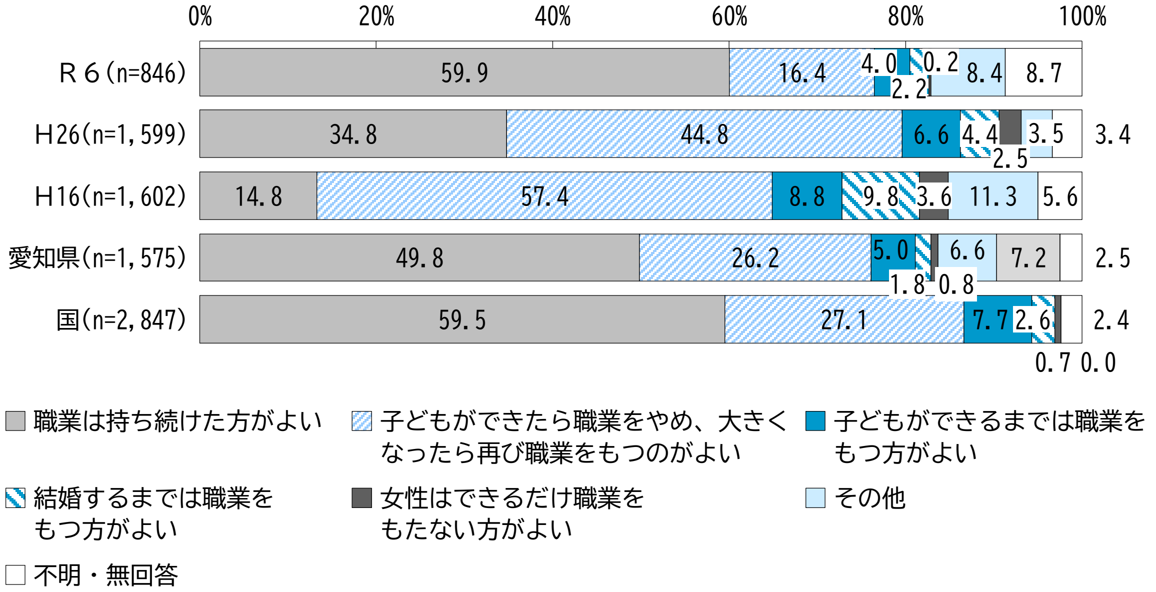


愛知県：令和４年(２０２２年)度県政世論調査（愛知県、令和４年(２０２２年)７月調査）

国　：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府男女共同参画局、令和４年(２０２２年)11月～令和５年（２０２３年）１月調査）

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❹ 職場における男女の不平等について

職場における男女の不平等について、「ある」が職種で３９.１％、雇用形態で３８.８％と特に高くなっています。

性別でみると、全ての項目において、男性より女性で「ある」が高くなっており、賃金・昇給、昇進・昇格、雇用形態で 10 ポイント以上の差となっています。

■職場における男女の不平等

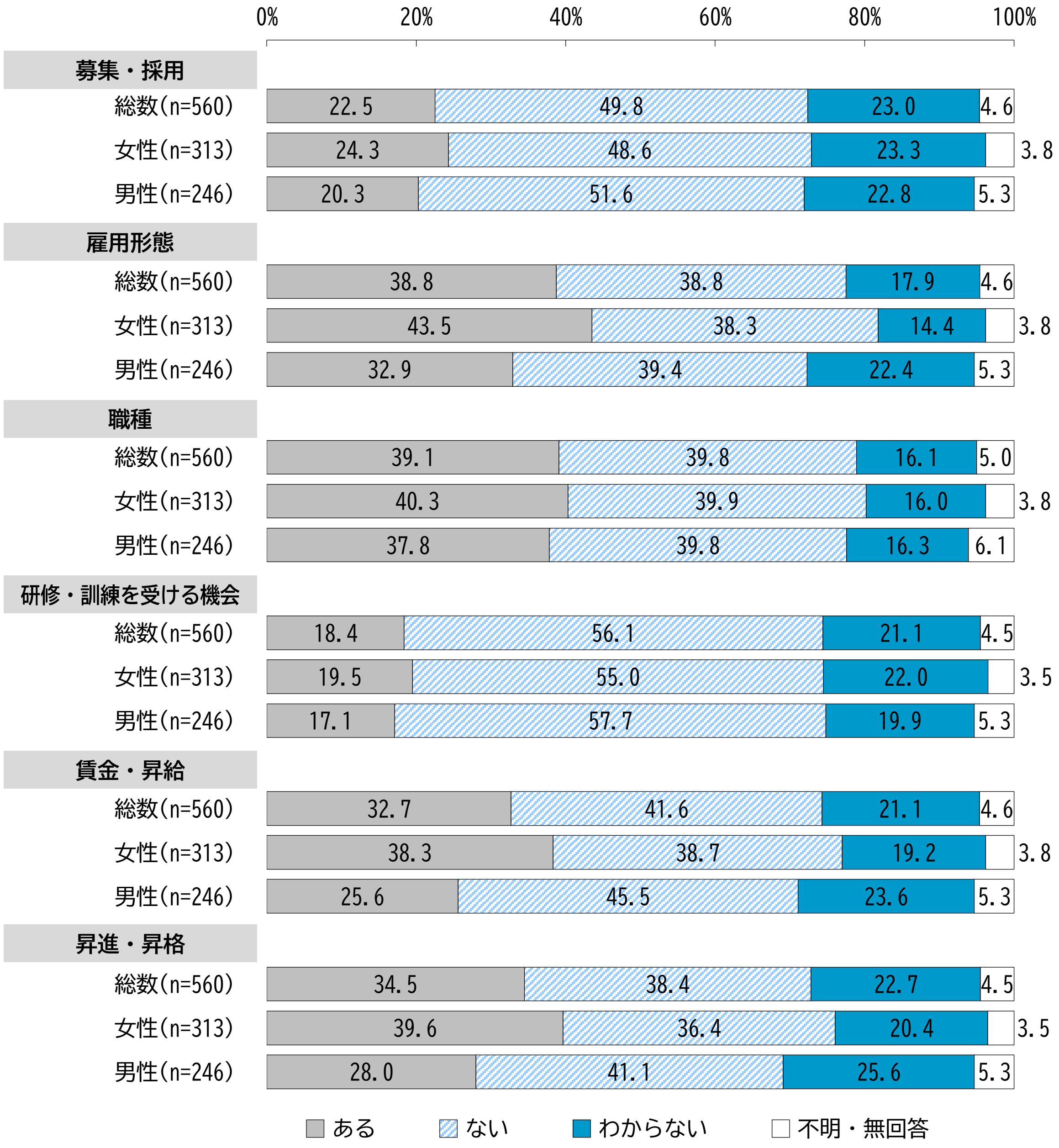


資料：東海市　男女共同参画に関する意識調査

## ❺ 平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる時間について

平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる平均的な時間について、「１～３時間未満」が最も高くなっています。性別で比較すると、女性で『１時間以上』（「１時間～３時間未満」から「５時間以上」までの合計）が７５.２％であるのに対して、男性では２５.１％となっています。

性別・年齢別でみると、女性の３０～３９歳で「５時間以上」が他の年代と比較して高くなっています。

■平日の家事・子育て・介護・地域活動などに携わる時間

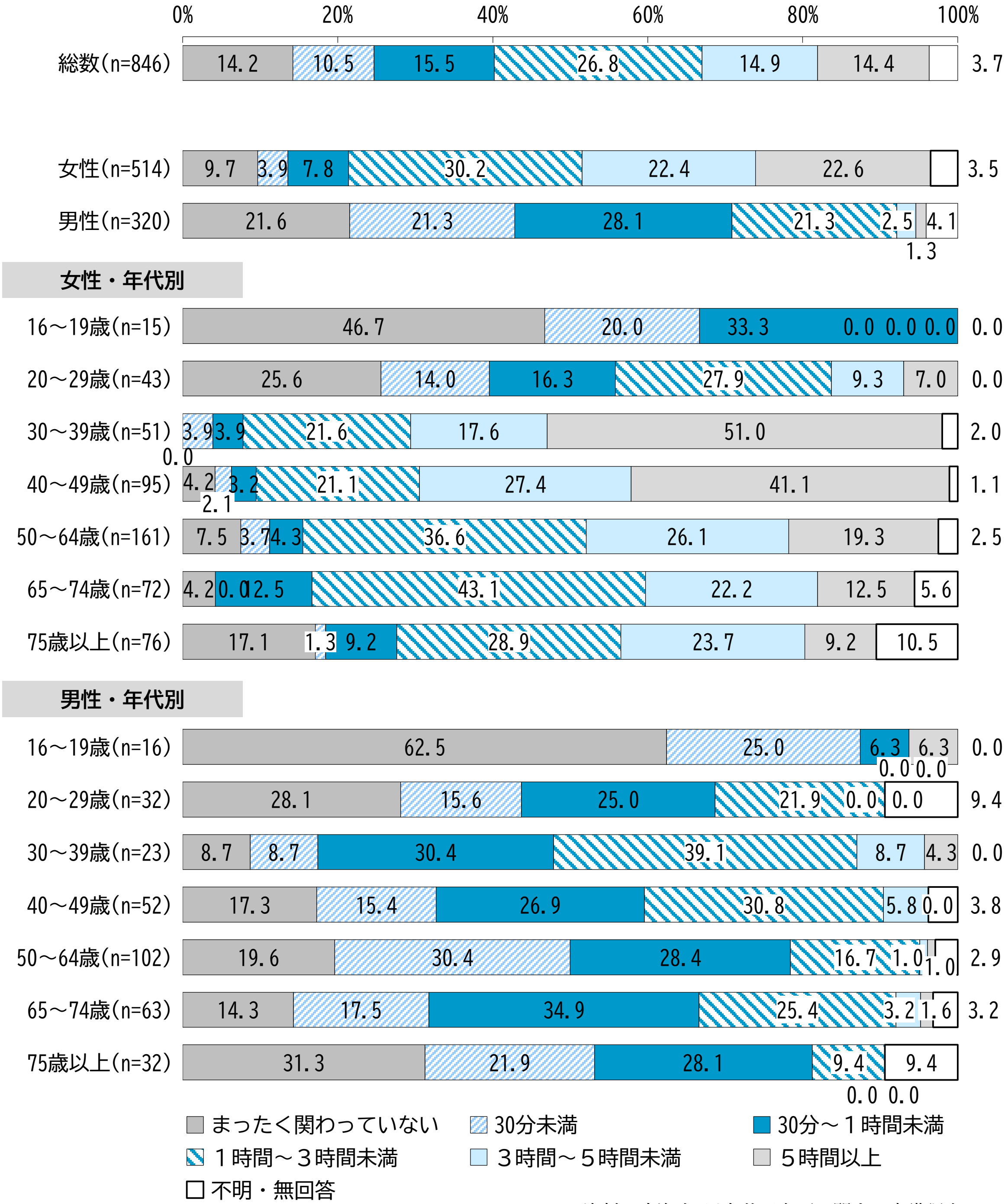


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❻ さらに男性が子育て等へかかわっていくために必要なことについて

さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくために必要だと思うことについて、「男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する」が６４.２％と最も高く、次いで「家族間のコミュニケーションをよく図る」が６３.７％となっています。

性別でみると、女性で「家族間のコミュニケーションをよく図る」が６６.５％、男性で「男性が仕事以外の時間を多く持てるよう、労働環境や休暇制度を充実する」が６６.９％と、それぞれ最も高くなっています。なお、女性で「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」は、男性と比べてそれぞれ２０ポイント前後高くなっています。

■今後、さらに男性が家事・子育て・介護・地域活動などにかかわっていくために必要だと思うこと

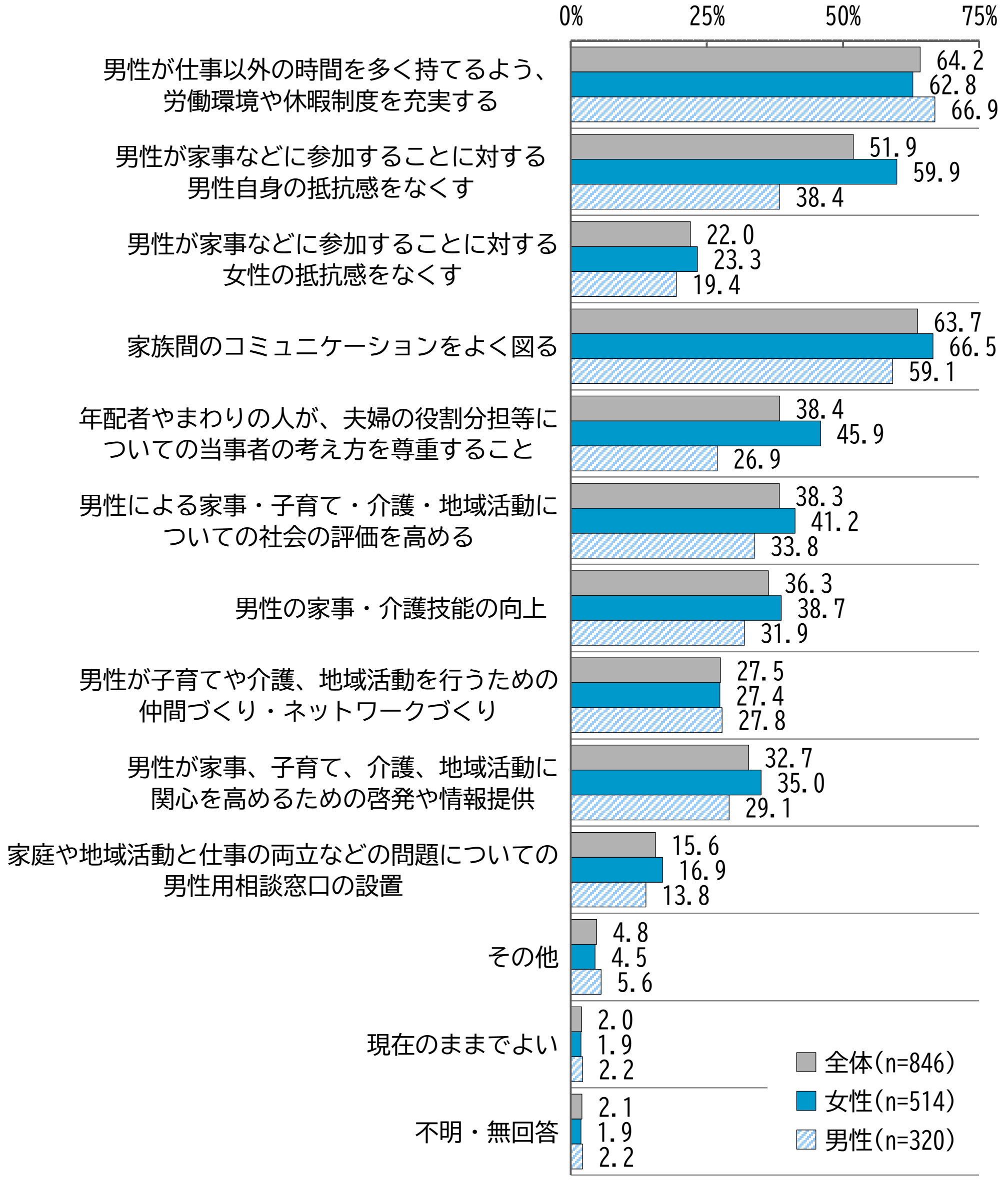


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❼ ワーク・ライフ・バランスについて

生活の中で優先したいものと実際に優先しているものについて、希望は女性、男性ともに「家庭生活」が最も高く、現実は女性で「家庭生活」、男性で「仕事・学業」がそれぞれ最も高くなっています。

希望と現実の差が大きい項目をみると、女性、男性ともに「仕事・学業」で、現実が希望を２０ポイント以上上回っています。また、女性では「地域・個人の生活」で、男性では「家庭生活」で希望が現実を２０ポイント以上上回っています。

**■生活の中で優先したいものと実際に優先しているもの**

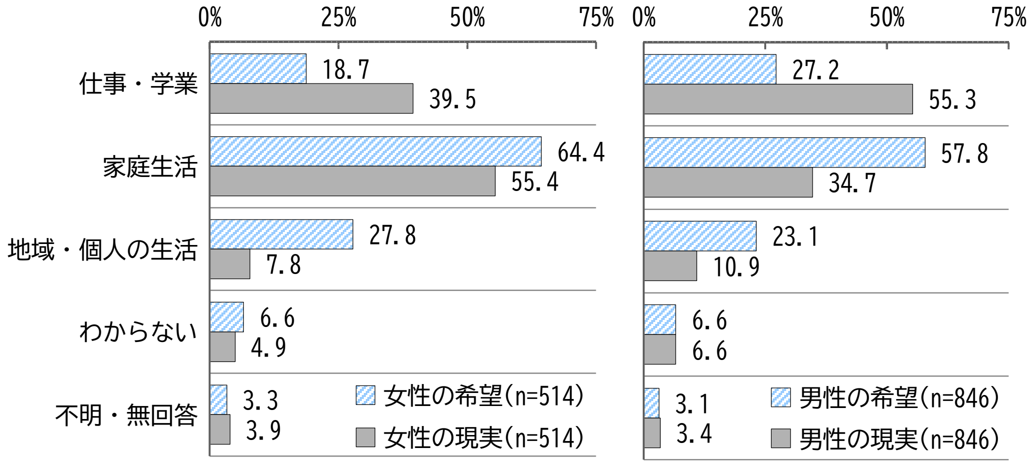


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❽ ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）について

配偶者や交際相手からの暴力の経験について、『あった』（「何度もあった」と「１～２度あった」の合計）が精神的暴力で２９.０％、社会的暴力で２２.９%と他の暴力と比較して高くなっています。

性別でみると、全ての暴力において、男性より女性で『あった』が高くなっています。

■ＤＶを受けた経験

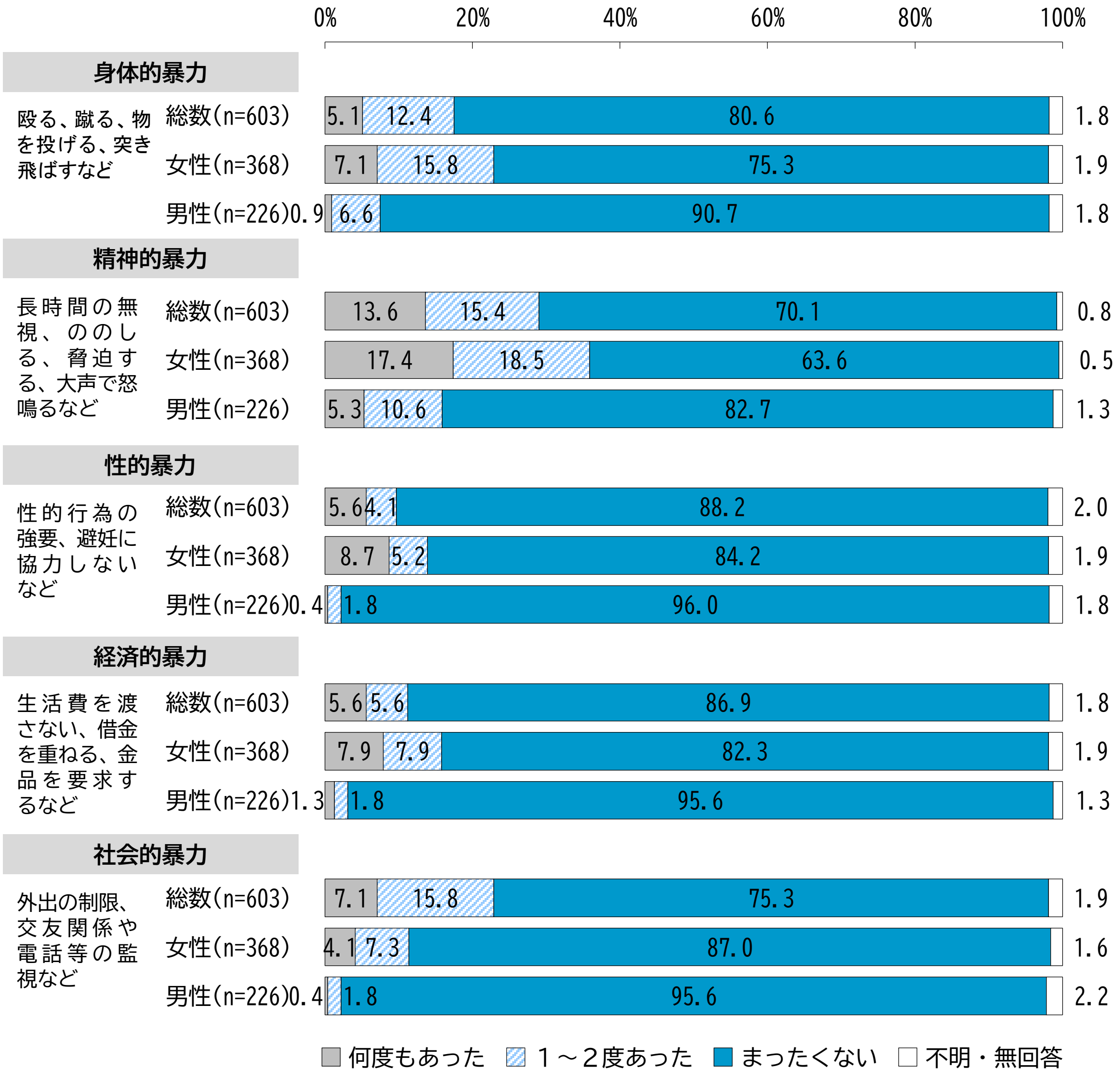


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❾ 性の多様性について

「ＬＧＢＴＱ（性的マイノリティ）」という言葉の認知度について、「内容を知っている」が最も高くなっています。一方で、「知らない」が１３.６％となっています。

身近にＬＧＢＴＱの人がいた場合、理解し尊重することができるかについて、「わからない」が最も高く、「できない」は１割未満となっています。

■「ＬＧＢＴＱ（性的マイノリティ）」という言葉の認知度

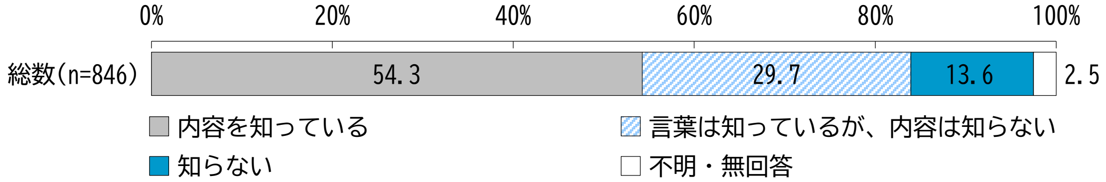


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

■身近にＬＧＢＴＱの人がいた場合、理解し尊重することができるか

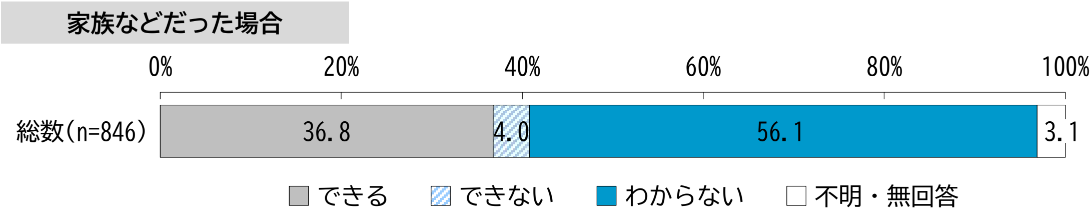


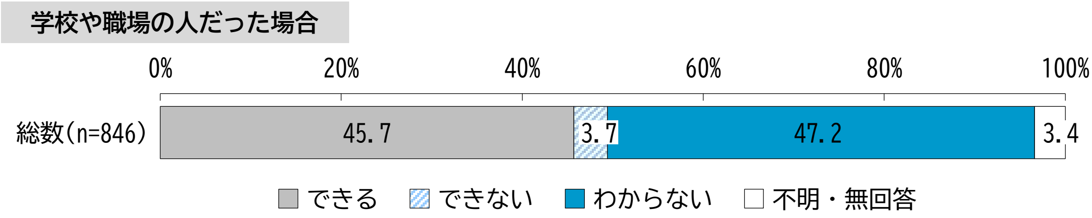


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## （７）市内の事業所の状況

### ❶ 平均年齢・勤続年数について

市内対象事業所の従業員の平均年齢は、女性で４２.９歳、男性で４５.９歳となっています。平均勤続年数は、女性で９.９年、男性で１２.４年となっています。

■市内対象事業所における従業員の平均年齢・平均勤続年数

| | 女性 | 男性 | 全体 |
|---|---|---|---|
| 平 均 年 齢 | ４２.９歳 | ４５.９歳 | ４５.０歳 |
| 平均勤続年数 | ９.９年 | １２.４年 | １１.６年 |

※市内対象事業所とは、無作為に抽出した３５０事業所のうち、アンケートに回答した１３４事業所

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

### ❷ 育児・介護休業の取得について

市内対象事業所における令和５年度(２０２３年度)中の育児休業取得率は､女性で９７.１％､男性で５５.０％となっています。

■市内対象事業所における令和５年度(２０２３年度)中の育児休業の取得状況

| | 対象者 | 育児休業取得者数 | 育児休業取得率 |
|---|---|---|---|
| 女　性 | １３９人 | １３５人 | ９７.１％ |
| 男　性 | ６３１人 | ３４７人 | ５５.０％ |

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

■（参考：平成２６年(２０１４年)調査結果）市内事業所における育児休業の取得状況

| | 対象者 | 育児休業取得者数 | 育児休業取得率 |
|---|---|---|---|
| 女　性 | ６２人 | ６１人 | ９８.４％ |
| 男　性 | ６２１人 | １５人 | ２.４％ |

※女性は平成２５年度(２０１４年度)、男性は平成２１年度(２００９年度)から平成２５年度(２０１４年度)の５年間の取得率

資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査（平成２６年度(２０２４年度)）

男性の育児・介護休業取得率向上のための方策について、「相談体制を整えている」が最も高くなっています。

経年で比較すると、「方策は何もとっていない」が３４.７ポイント減少しており、方策に関する項目では全てにおいて増加しています。

■男性の育児・介護休業取得率向上のための方策について（経年比較）

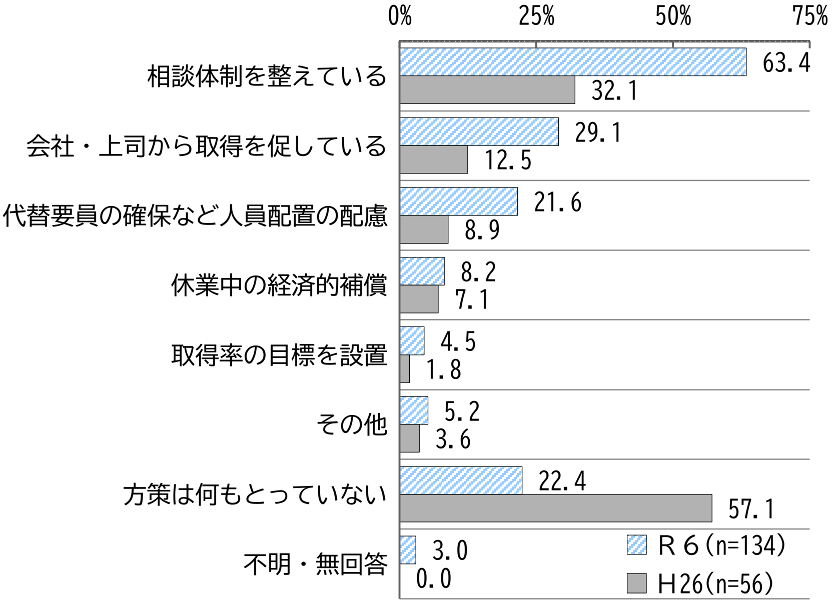


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❸ 女性の活躍について

管理職への女性登用の意向について、『登用していきたい』（「積極的に登用していきたい」と「できるだけ登用していきたい」の合計）が７６.１％となっています。３１人以上の規模の事業所では、規模が大きくなるほど登用意向が高い傾向にあります。

■管理職への女性登用の意向

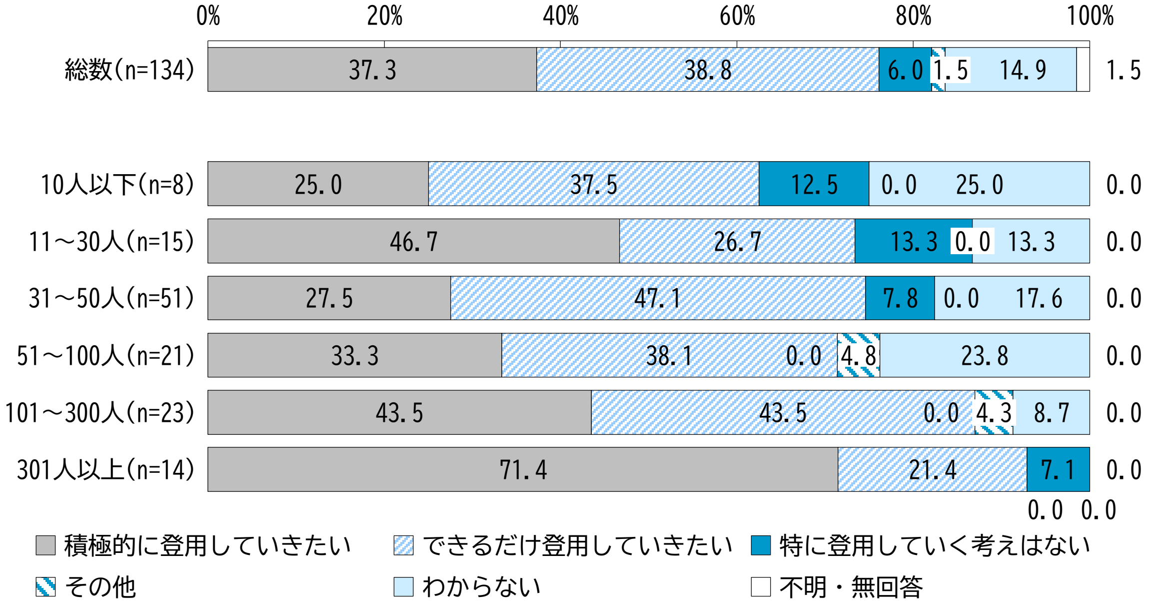


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

## ❹ 男女共同参画に対する取り組み状況について

男女共同参画に対する取り組み状況について、「はい」（取り組んでいる）が４６.３％、「いいえ」（取り組んでいない）が４３.３％となっています。３１人以上の規模の事業所では、規模が大きくなるほど、男女共同参画に対する取り組みを行っている事業所の割合が高くなっています。

■男女共同参画に対する取り組み状況

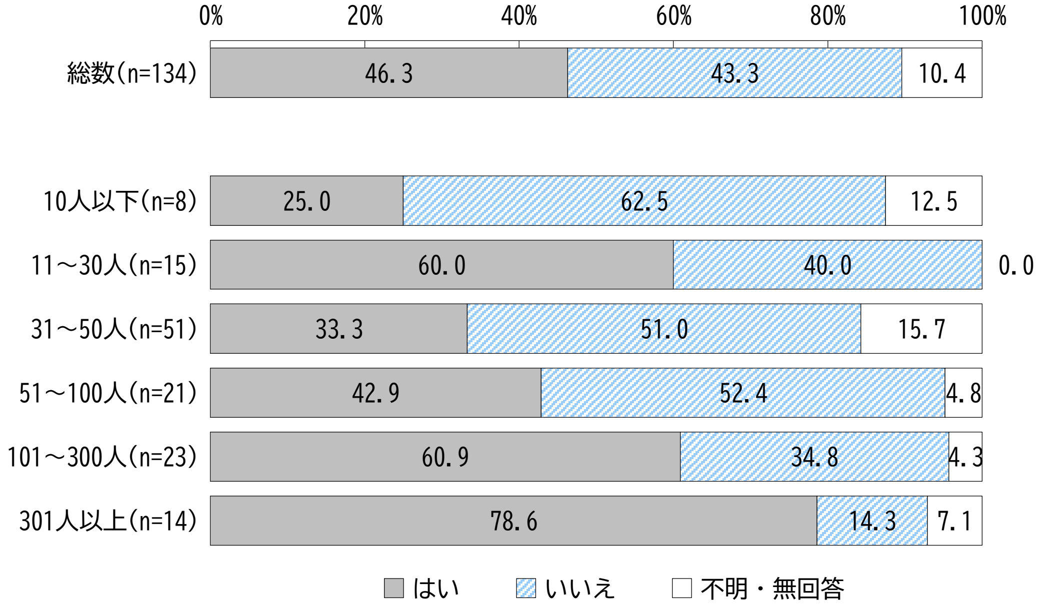


資料：東海市 男女共同参画に関する意識調査

# 第２章
# 計画の概要

## １　計画策定の趣旨

本市では、平成２８年（２０１６年）３月に策定した「東海市男女共同参画プランⅢ」に基づき、「個性を認め合い　いきいきと活躍できるまち」をテーマに、市民・地域・事業者・市が協働して、男女共同参画の推進に取り組んできました。

これまでの成果として、男女共同参画の意識の改善や女性の社会進出、男性の育児休業取得などが進みつつあります。しかし、固定的性別役割分担の意識の改善や、男性の家庭参画など、未だに多くの課題が残っている状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、社会全体においてテレワーク等の多様な働き方が広まり、地方回帰等の機運が高まった一方で、非正規雇用が多い女性の雇用環境が全国的に悪化するとともに、在宅勤務の増加等の影響によるＤＶ被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、脆弱な生活基盤や固定的性別役割分担の意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、社会情勢の変化や、ライフスタイルの変化による市民ニーズの多様化・複雑化、様々な困難を抱える女性への支援等新たな課題への対応も必要となっています。

このような中、本市では、これまでの成果や、国・県の動向、令和６年度（２０２４年度）に実施した市民意識調査の結果などを踏まえ、社会情勢の変化や新しい課題に対応し、市民・地域・団体・事業者・市が協働して男女共同参画の取り組みを推進するため、引き続き「個性を認め合い　いきいきと活躍できるまち」をテーマに、「東海市男女共同参画プランⅣ」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

# ２　計画の名称と位置付け

## （１）計画の名称とテーマ

【計画の名称】

（仮称）東海市男女共同参画プランⅣ

【テーマ】

**個性を認め合い　いきいきと活躍できるまち**

## （２）計画の位置付け

●本計画は、「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項に基づく、市町村男女共同参画計画です。

●本計画は、「東海市男女共同参画推進条例」第９条に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（東海市男女共同参画基本計画）です。

●本計画は、第７次東海市総合計画との整合性を図った計画です。

●平成１９年（２００７年）の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第２条の３第３項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市ＤＶ対策基本計画）としても位置付けます。

●平成２７年（２０１５年）の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第６条第２項で、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村推進計画（東海市女性活躍推進計画）としても位置付けます。

●令和４年（２０２２年）の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第８条第３項で、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と定められています。本計画の一部は、この法律に基づく市町村基本計画（東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画）としても位置付けます。

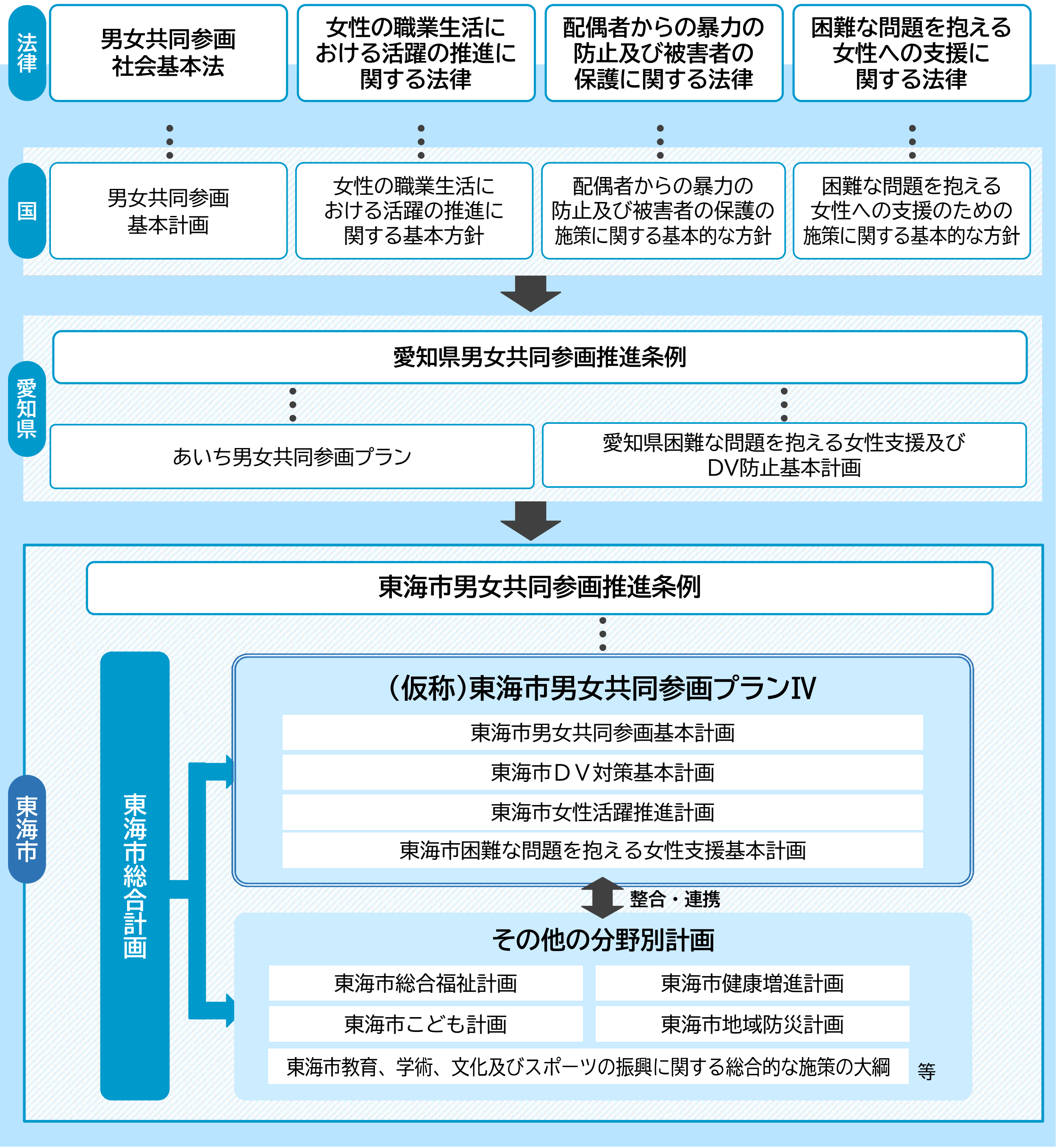
法律
男女共同参画社会基本法
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
国
男女共同参画基本計画
女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針
愛知県
愛知県男女共同参画推進条例
あいち男女共同参画プラン
愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画
東海市
東海市男女共同参画推進条例
東海市総合計画
（仮称）東海市男女共同参画プランⅣ
東海市男女共同参画基本計画
東海市ＤＶ対策基本計画
東海市女性活躍推進計画
東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画
整合・連携
その他の分野別計画
東海市総合福祉計画
東海市健康増進計画
東海市こども計画
東海市地域防災計画
東海市教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱
等

# ３　計画の期間と対象

## （１）計画の期間

本計画は、令和８年度（２０２６年度）を初年度とし、令和１７年度（２０３５年度）を最終年度とした１０年間の計画です。令和１２年度（２０３０年度）までを前期、令和１３年度（２０３１年度）からを後期と位置付けます。

なお、国内外の動向をはじめ、社会経済情勢の変化や本計画の進み具合を考慮して、必要に応じて令和１２年度（２０３０年度）を目途に中間見直しを行います。

**■計画の期間**

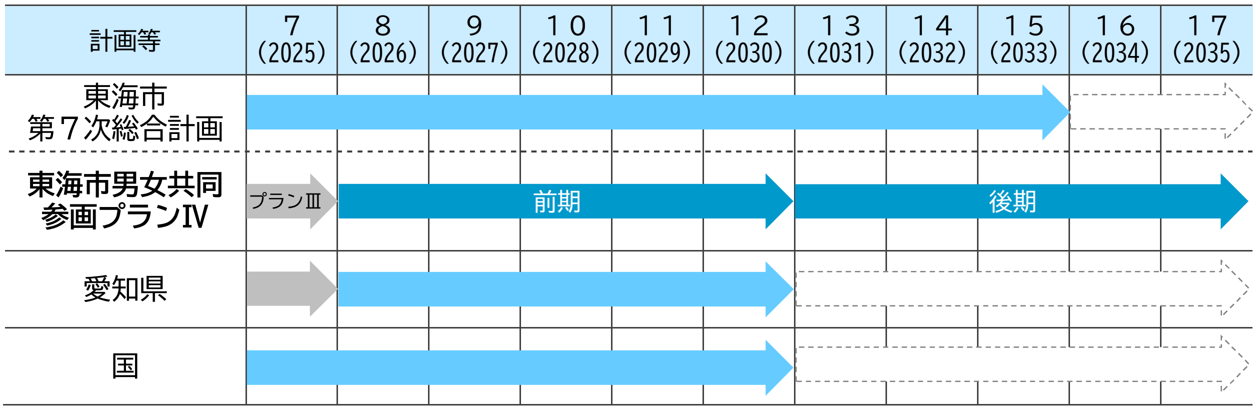


## （２）計画の活動主体と対象

本計画は、市民・地域・団体・事業者・市が協働して進めます。

また、本計画の対象は、本市の在住者と在勤・在学者及び市内の事業者です。

**【活動主体】**

- 市民
- 地域
- 団体
- 事業者
- 市

**【対　象】**

- 在住者
- 在勤・在学者
- 事業者

## 4　基本理念

「基本理念」は、計画の基本となる考え方を示すもので、計画を推進する全ての活動主体が共有するものです。

本計画では、「東海市男女共同参画プランⅢ」で掲げた３つの基本理念「平等」「参画」「快適」を継承し、さらなる男女共同参画の推進を目指します。

**■基本理念と基本理念が描くまちの姿**

| 平　等 | 参　画 | 快　適 |
|---|---|---|
| 平等になっているまち | 参画することができるまち | 快適に暮らすことができるまち |
| 個人の人権や多様性が尊重され、社会の制度や慣行の見直し及び意識改革などにより、家庭・地域・職場などにおいて、だれもが偏見や差別を受けることがない平等なまちを目指します。 | 政策や方針の決定過程への女性の参画推進、家事・子育て・介護などへの男性の参画推進などにより、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択でき、家庭・地域・職場などあらゆる場に参画できるまちを目指します。 | 男女共同参画の理解を深め、暴力などによる人権侵害をなくすとともに、生涯を通じた健康支援やだれもが安心して暮らせる環境の整備により、毎日を快適に生活できるまちを目指します。 |

## ５　本計画とＳＤＧｓの関係性

ＳＤＧｓとは Sustainable Development Goals の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、先進国、開発途上国全ての国々を含めた全世界共通の目標として、平成２７年（２０１５年）９月に開催された国連サミットで採択されました。

ＳＤＧｓでは、目標５として「ジェンダー平等の実現」を掲げており、女性に対する暴力の撤廃、あらゆるレベルの意思決定への女性の参画の確保等が示されています。平成２７年（２０１５年）９月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、全ての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」とされており、国の「第５次男女共同参画基本計画」においても、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値としてＳＤＧｓの全てのゴールの実現に不可欠なものとされています。本計画においては、ＳＤＧｓの目標５を含む、17 の目標全体の達成に向け、男女共同参画社会を実現するための取り組みを進めます。

なお、ＳＤＧｓの目標年次が令和１２年（２０３０年）であることから、計画期間前半での施策の進捗状況等により、必要に応じて本計画を見直す際にはＳＤＧｓの関連付けもあわせて見直すものとします。

**５ ジェンダー平等を実現しよう**

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

## ６　基本目標

### 基本目標１　だれもが互いに理解・尊重し合えている

性別にとらわれず、だれもが互いの違いを理解し、尊重し合える意識が市民や社会に浸透している。

### 基本目標２　だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている

家庭や職場等において、互いに喜びや責任を分かち合い、だれもが自分の生き方を自分の意思で選択できている。

### 基本目標３　だれもがあらゆる分野への参画ができている

政策・方針決定の過程や地域活動、防災・復興等、あらゆる分野における女性の活躍が進み、だれもが個人として能力を発揮し、活躍している。

### 基本目標４　だれもが安心して快適に暮らしている

だれもが互いの人権を尊重しつつ、生涯にわたって健康で安全・安心に暮らすことができている。

# 7　施策体系

■３つの基本理念

**平　等**
平等になって
いるまち

**参　画**
参画することが
できるまち

**快　適**
快適に暮らすことが
できるまち

■施策体系

| 基本目標 | 施策 |
| --- | --- |
| 1 だれもが互いに理解・尊重し合えている | 1　男女共同参画意識の啓発・促進 |
| | 2　多様な性に関する理解促進 |
| 2 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている | 3　家庭における家事・育児・介護の分かち合い促進 |
| | 4　職場における女性活躍・男女共同参画の推進<br>東海市女性活躍推進計画 |
| 3 だれもがあらゆる分野への参画ができている | 5　政策・方針決定過程への女性の参画拡大 |
| | 6　地域における男女共同参画の推進 |
| 4 だれもが安心して快適に暮らしている | 7　男女間における暴力の根絶<br>東海市ＤＶ対策基本計画 |
| | 8　困難を抱える女性に関する支援<br>東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画 |
| | 9　生涯を通じた健康支援 |

# 第３章
# 基本目標と施策

# 基本目標１　だれもが互いに理解・尊重し合えている

## 現状と課題

国では、男女共同参画を推進するための取組や制度などの整備が進められていますが、社会全体の意識変革には至っておらず、その背景には長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが指摘されています。

意識調査結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、『反対派』が約７割となっていますが、各分野における男女の地位の平等感をみると、依然として家庭や地域、職場等において『男性優遇』の割合が高くなっており、固定的な性別役割分担意識は変化しているものの、本市においても未だに性別による不平等感が根強く残っていることがうかがえます。市民一人ひとりが自分自身の思い込みや偏見に気づき、正しい知識を身につけ、より多くの視点、幅広い視野を持つことができるよう、継続的な啓発や学習機会の取組を進めていくことが重要です。

また、だれもが互いに理解・尊重し合える社会の実現には、性的マイノリティを含めた多様性に目を向け、だれもが暮らしやすく、また人権が尊重される環境をつくっていくことが重要です。

本市では、令和６年（２０２４年）４月に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度」を開始するなど、市民の多様な生き方、働き方を支援する取組を進めています。今後も多様性への理解を一層促進するとともに、だれもが自分らしく生きることを支援する取組の充実が必要です。

## 目標と方向性

- ✦男女共同参画に関する理解を促進し、性別にかかわらずだれもが尊重し合えるまちをめざします。
- ✦多様な性に関する啓発、多様な生き方や価値観を尊重する環境やしくみづくりを推進し、だれもが自分らしく生きられるまちをめざします。

## 市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、男女共同参画や多様な性に関する理解を深めるとともに、性別などにかかわらず、家庭や地域で、だれもが互いを理解・尊重することに努めます。また、子ども・若者が、性別などにとらわれない選択ができる家庭生活や学習などができるよう努めます。

地域は、男女共同参画や多様な性に関する理解を深め、性別などにかかわらず、だれもが地域活動に参加しやすい地域環境の推進に努めます。

団体は、男女共同参画や多様な性に関する各種事業を実施し、市民・地域・事業者への啓発・理解促進に努めます。

事業者は、男女共同参画や多様な性に関する事業主や管理職の理解を深め、社内制度の充実や組織風土の醸成を図るとともに、従業員の理解促進に向けた啓発などに努めます。

## 施策

### 1 男女共同参画意識の啓発・促進

#### （１）市民への普及・啓発

男女共同参画に関する知識の普及に向け、市民が男女共同参画に関する情報に広く触れることができる機会を提供します。また、他の機関や団体が実施する事業の支援を行います。

| 主な事業 | ❶男女共同参画啓発事業<br>❷男女共同参画基本計画現状値調査事業 |
|---|---|

#### （２）学習機会の提供

男女共同参画について関心を持つ市民が、より深く学び理解を深めることができるよう、学習の機会を提供します。

| 主な事業 | ❶家庭教育シンポジウム開催事業 |
|---|---|

#### （３）子ども・若者・高齢者への理解促進

様々な年齢や性別、立場、価値観に応じて、それぞれの特性やニーズを把握するための意見聴取の機会の検討を行うとともに、その内容を踏まえた情報発信や学習の機会を提供します。

| 主な事業 | ❶男女共同参画に関する出前講座 |
|---|---|

| | 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 ５年後（令和１２年度） | めざそう値 １０年後（令和１７年度） |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【１６歳以上】 | 67.2% | 74.6% | 82.1% |
| 2 | 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【児童・生徒】 | 79.2% | 84.4% | 89.6% |
| 3 | 「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合 | 17.4% | 23.9% | 30.3% |

### 2 多様な性に関する理解促進

#### （１）市民への周知啓発・相談支援体制の整備

多様な性のあり方への理解を深められるよう、市民に対し、周知・啓発を行うとともに、支援体制を整備します。

| 主な事業 | ❶多様な性に関する相談事業 |
|---|---|

#### （２）子ども・若者・高齢者への理解促進

様々な年齢や性別、立場、価値観などに応じた、多様な性のあり方への理解と意識の向上を図るための情報発信や学習機会の提供を行います。

| 主な事業 | ❶多様な性に関する出前講座 |
|---|---|

| | 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 ５年後（令和１２年度） | めざそう値 １０年後（令和１７年度） |
|---|---|---|---|---|
| 4 | ＬＧＢＴＱ＋（エルジービーティキュープラス）という言葉の認知度【１６歳以上】 | 45.2% | 51.7% | 58.1% |
| 5 | ＬＧＢＴＱ＋という言葉の認知度【児童・生徒】 | 18.6% | 25.4% | 32.2% |
| 6 | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度 | 12.6% | 19.7% | 26.8% |

## 基本目標２　だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている

### 現状と課題

近年、家庭のあり方が多様化し、核家族世帯や単身世帯が増加する中、共働き世帯も増加傾向にあります。こうした状況のもと、性別にかかわらず家事、育児、介護などに参画し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることは重要な課題となっています。

意識調査結果によると、平日の家事・子育てなどの時間は男性より女性の方が長くなっており、家庭での役割分担は女性に偏っている状況です。一方で、男性の中には、家庭生活を優先したいと望んでいても、現実には仕事を優先せざるを得ない状況もみられます。

だれもがライフステージや希望に合わせて、充実した生活を送ることができるよう、男性の家事・育児などへの参画とともに、多様で柔軟な働き方を推進する必要があります。

女性の社会進出が進む中で、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成２８年（２０１６年）４月に「女性活躍推進法」が施行されました。この法律は、令和８年（２０２６年）までの時限立法として位置づけられていましたが、賃金格差など女性の活躍を取り巻く状況が十分に改善されていないことを受け、令和７年（２０２５年）６月の「労働施策総合推進法」の一部改正により、期限を１０年間延長することが定められました。

意識調査結果によると、職場における性別による不平等について、職種や雇用形態、昇進・昇格、賃金・昇給、育児休業の取得のしやすさにおいて不平等が「ある」と回答した人が３割を超えており、本市においても同様の課題がみられます。

また、事業所調査によると、管理職への女性登用の意向は全体で７割を超えており、企業の女性管理職に対する意向は高まってきていることがうかがえますが、事業所の規模などにより、積極的な登用に対する意向には大きな差があるのが現状です。

性別にかかわらず能力や希望に応じて活躍することのできる職場環境の整備に向けて、きめ細かな支援が必要です。

### 目標と方向性

- ✦性別にかかわらず、家事・育児・介護などに主体的にかかわっていくための意識づくりや、仕事との両立支援などにより、多様な選択ができるまちをめざします。
- ✦女性活躍を推進することで、職場において、だれもが能力や希望に応じていきいきと活躍できるまちをめざします。

### 市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、性別にかかわらず、家事・育児・介護などに協力し合うとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることに努めます。

団体は、家事・育児・介護の分かち合いや女性の活躍支援に関する各種事業を実施し、市民・地域・事業者への啓発・理解促進に努めます。

事業者は、ワーク・ライフ・バランスやだれもがともに働きやすい職場づくり、女性の活躍推進に関する取組の推進に努めます。

## 施策

### 3 家庭における家事・育児・介護の分かち合い促進

#### （１）仕事と子育て等の両立支援

子育て家庭や家族の介護が必要な家庭における多様な働き方を支援するため、各種子育て支援サービスや介護保険サービスなどを提供するとともに、サービス内容の充実を図ります。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶放課後児童健全育成事業<br>❷認知症地域支援推進事業 |

#### （２）男性の家事・育児等への参画促進

男性が主体的に家事・育児・介護等に参画できるよう、情報提供や各種講座を実施します。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶子育て広場開催事業<br>❷男女共同参画に関する出前講座 |

| 成果指標 | | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| 7 | 多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている１８歳以下の子どもを持つ人の割合 | 66.9% | 74.8% | 82.8% |
| 8 | 家事・育児・介護に「関わっている」男性の割合 | 73.1% | 78.0% | 82.8% |

### 4 職場における女性活躍・男女共同参画の推進

東海市女性活躍推進計画

#### （１）職場における女性活躍促進

職場において女性活躍が促進されるよう、市内の企業等に向けた情報発信や各種講座等を実施します。市においては、「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍を推進します。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶女性の活躍支援講座等開催事業<br>❷あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 |

#### （２）だれもが働きやすい職場づくり

性別にかかわらず、希望に応じて働き続けることができるよう、女性のリスキリングや就労支援、キャリア形成支援、起業に関する支援などを行います。また、市内の企業等に向けた情報提供や啓発を行います。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶人材育成補助事業<br>❷ファミリー・フレンドリー企業登録制度の啓発 |

| 成果指標 | | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| 9 | 職場において男女平等と考える人の割合 | 33.6% | 40.8% | 48.1% |
| 10 | 女性の管理職がいる事業所の割合 | 27.1% | 32.5% | 38.0% |
| 11 | 市の管理職に占める女性職員の割合 | 23.2% | 25.0% | 30.0% |

**「家庭生活」とは「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動」**（東海市男女共同参画推進条例第３条第４項）

## 基本目標３　だれもがあらゆる分野への参画ができている

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けては、男女があらゆる分野における活動に参画することが必要ですが、我が国では諸外国に比べて特に政策・方針決定過程への女性の参画が不十分な状況です。

本市における審議会委員の女性割合は、令和６年度（２０２４年度）で２７.５%となっており、全国平均の２９.０%、愛知県平均の２９.６%を下回っている状況です。政策・方針決定過程への女性の参画を推進するための気運づくり、支援体制の整備などが必要です。

地域においては、今後さらなる少子高齢化の進行が見込まれる中、地域の活力の維持・向上のためには、地域活動などにおける女性や若者など多様な主体の参画がますます重要となります。

地域活動の中でも、防災分野における男女共同参画は、国においても重点的に取り組まれている分野です。東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性の違いが適切に配慮されないといった課題が生じたことを踏まえ、令和２年（２０２０年）５月には「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示されました。

本市においても、防災会議委員に占める女性割合は２割未満にとどまっており、意思決定の場面における男女共同参画の推進が課題です。防災、災害時、復興時などの各段階において、意思決定の場及び現場における女性の参画を拡大し、ジェンダーの視点を取り入れた取組を進めていく必要があります。

### 目標と方向性

- ✦審議会や委員会など様々な政策・方針決定過程において、女性の参画を促進し、多様な視点や意見が大切にされるまちをめざします。
- ✦地域活動や防災活動における男女共同参画の視点を取り入れ、持続可能なまちをめざします。

### 市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、審議会などの委員に応募するとともに、まちづくりや地域づくりに関心を持ち、地域活動に参加するように努めます。

地域は、性別などにかかわらず、だれもが地域活動に参画できる地域環境の推進に努めます。

団体は、女性の活躍支援や男女共同参画の視点に立った防災に関する各種事業を実施し、市民・地域・事業者への啓発・理解促進に努めます。

事業者は、性別などにかかわらず、管理職や役員などを登用し、だれもが活躍できる機会を設けるとともに、女性リーダーの育成に努めます。

## 施策

## 5
## 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### （１）政策決定過程への女性参画

女性が参画しやすい環境やしくみを整備し、審議会などへの女性委員の登用を促進します。また、市職員の性別にかかわらない能力開発と人材育成を行うとともに、管理職への女性職員の積極的な登用を促進します。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶職員研修開催事業<br>❷審議会などへの女性委員の登用推進 |

### （２）方針決定過程への女性参画

事業所などで女性がいきいきと活躍できるよう、男女共同参画に関する情報提供や、講座・情報交換会などによる啓発を行います。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶女性の活躍支援講座等開催事業<br>❷あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 |

| 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|
| | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| 12　審議会・委員会などの女性委員の登用率 | 33.9％ | 37.5％ | 40.0％ |

## 6
## 地域における男女共同参画の推進

### （１）地域活動への参画推進

地域活動において多様な主体の参画が進むよう、地域における男女共同参画の推進や、女性の地域活動への参画促進に向けた取組を支援します。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶市民活動センター管理運営<br>❷地域活動・市民活動への参画の啓発 |

### （２）男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立するため、防災会議などにおける女性の参画促進や人材育成を推進します。また、災害時における男女共同参画の視点や、様々な避難者ニーズに配慮した対応の重要性について、周知・啓発を図ります。

| 主な事業 | |
|---|---|
| | ❶地域防災リーダー育成事業<br>❷女性消防団員の育成・支援 |

| 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|
| | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| 13　地域において男女平等と考える人の割合 | 47.0％ | 52.8％ | 58.5％ |
| 14　防災リーダー研修の修了生における女性の割合 | 46.7％ | 50.0％ | 50.0％ |

## 基本目標４　だれもが安心して快適に暮らしている

### 現状と課題

ＤＶやハラスメントは、人権を侵害し、男女共同参画社会の形成を阻害する重大な課題であり、その根絶に向けた環境づくりを社会全体で継続的に進めていく必要があります。近年、デートＤＶやストーカー行為、情報通信機器を通じた嫌がらせなど、暴力の形態が多様化・複雑化しています。令和５年（２０２３年）12 月に改正された「DV防止法」では、ＳＮＳ等を用いたつきまといや監視行為の禁止、命令違反に対する罰則の強化など、被害者保護の拡充が図られました。

殴る、蹴るなどといった身体的暴力は、そもそも犯罪行為であることに加えて、ＤＶやハラスメントが人権を侵害し、違法行為となり得る可能性が高いことなどについて啓発する必要があります。

意識調査結果によると、ＤＶ被害に遭った際にだれにも相談しなかった人が約５割となっており、特に男性では約７割と高くなっています。また、ＤＶの相談窓口について知らない人は約５割となっており、相談窓口の周知を進める必要があります。

さらに、令和６年（２０２４年）４月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。男女の経済格差に起因する生活困窮の問題や性暴力・性犯罪被害、家庭問題や孤独・孤立などの多様な問題を抱える女性への支援を、関係機関等と連携しながら進めていく必要があります。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、健康に影響する環境や生理的変化、疾患の罹患状況等が男女で異なることに鑑み、性差に応じた適切な保健・医療を受けることが必要です。

### 目標と方向性

- ✦ＤＶやハラスメントなど、性別に基づく暴力に対する意識を向上するとともに、被害者に対する支援策を充実し、暴力が起きない、見逃さないまちをめざします。
- ✦様々な困難を抱える女性への支援を充実させ、自立と社会参加を支援し、だれも取り残さないまちをめざします。
- ✦ライフステージに応じて自らの健康を守ることができるよう、性差に応じた適切な支援を行い、生涯を通じて健康に暮らせるまちをめざします。

### 市民・地域・団体・事業者などの役割

市民は、ＤＶやハラスメントなどの人権を侵害する暴力行為に対する認識を深め、何かあったときは相談や通報をします。また、生活上の様々な困難を抱える女性は市やその他の関係機関に必要に応じて相談します。加えて、ライフステージに合わせた健康づくりに努めます。

地域は、だれもが安心して暮らせるよう地域で見守りを行うように努めます。

団体は、ＤＶやハラスメント、困難を抱える女性への支援、健康づくりに関する各種事業や相談支援の実施に努めます。

事業者は、職場でのハラスメント防止や従業員の健康診断の機会確保に努めます。

## 施策

### 7 男女間における暴力の根絶

東海市ＤＶ対策基本計画

#### （１）啓発活動の推進

ＤＶ、ハラスメントなどの暴力被害防止に関して正しい知識を普及するため、多様な媒体や機会を通して啓発を行います。

| 主な事業 | ❶ＤＶ・ハラスメント防止の啓発 |
|---|---|

#### （２）相談支援体制の整備

被害者が安心して相談できる DV 相談体制を整備するとともに、相談窓口に関する情報発信を行い、被害者を早期に必要な支援につなげられる環境を構築します。また、相談窓口担当者の専門性や対応力の向上に努めます。

| 主な事業 | ❶女性のための悩みごと相談事業 |
|---|---|

| 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|
| | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| 15　ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合 | 30.6% | 38.9% | 47.2% |
| 16　ＤＶ被害経験者のうち「だれにも相談しなかった」人の割合 | 35.8% | 28.9% | 21.9% |

### 8 困難を抱える女性に関する支援

東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画

#### （１）相談支援体制の整備・自立支援の推進

生活上の様々な困難を抱える女性が安心して相談できるよう、市役所相談窓口に女性相談員（フェミニストカウンセラー）を配置します。また、関係機関や民間団体と連携した相談支援体制を構築し、就労や住居の支援など自立に向けた包括的な支援を推進します。

| 主な事業 | ❶女性のための悩みごと相談事業<br>❷母子・父子自立支援員設置事業 |
|---|---|

| 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|
| | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| 17　女性のための悩みごと相談窓口を知っている人の割合 | 14.4% | 21.2% | 28.1% |

## 9 生涯を通じた健康支援

### （１）性差に応じた健康支援

生涯を通じて男女の性別に応じた健康の保持・増進ができるよう、健康に関する情報提供や、各種健診や相談、予防接種を実施します。

| 主な事業 | ❶健康相談事業<br>❷がん検診事業 |
|---|---|

### （２）妊娠・出産に関する健康支援

女性が安心して子どもを産むことができるよう、各種医療費の助成などの支援を行います。

| 主な事業 | ❶妊娠医療費助成<br>❷妊産婦総合相談事業 |
|---|---|

| 成果指標 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 ５年後（令和１２年度） | めざそう値 １０年後（令和１７年度） |
|---|---|---|---|
| 18　年に１回は健康診断を受けている人の割合 | 78.1% | 83.5% | 89.0% |
| 19　がん検診を定期的に受けている人の割合 | 40.9% | 48.2% | 55.5% |
| 20　ゆったりとした気分で乳児と過ごせる時間がある人の割合 | 91.6% | 93.7% | 95.8% |

# 第４章
# 計画の推進

## 1　推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は、市政全般にわたる重要な取り組みであることから、県や国、近隣自治体などの関係機関や、市民・地域・団体・事業者などと連携を図りながら、市の関係各課の連携を強化し男女共同参画の実現に取り組んでいきます。

市における推進体制である「東海市男女共同参画推進本部会議」及び「東海市 男女共同参画推進会議」を中心に、関係各課、地域や事業者などとの連携を図りながら、男女共同参画の施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。また、市職員の男女共同参画に関する理解を深め、意識を高めるために、職員や教職員の研修などの充実に努めます。

## 2　計画の進捗管理

男女共同参画を適切かつ計画的に推進するため、市民や事業者などの意見を把握するとともに、「東海市男女共同参画審議会」において、施策の改善状況や問題を定期的に審議するなど、計画の進捗管理に努めます。

**協働による推進体制**

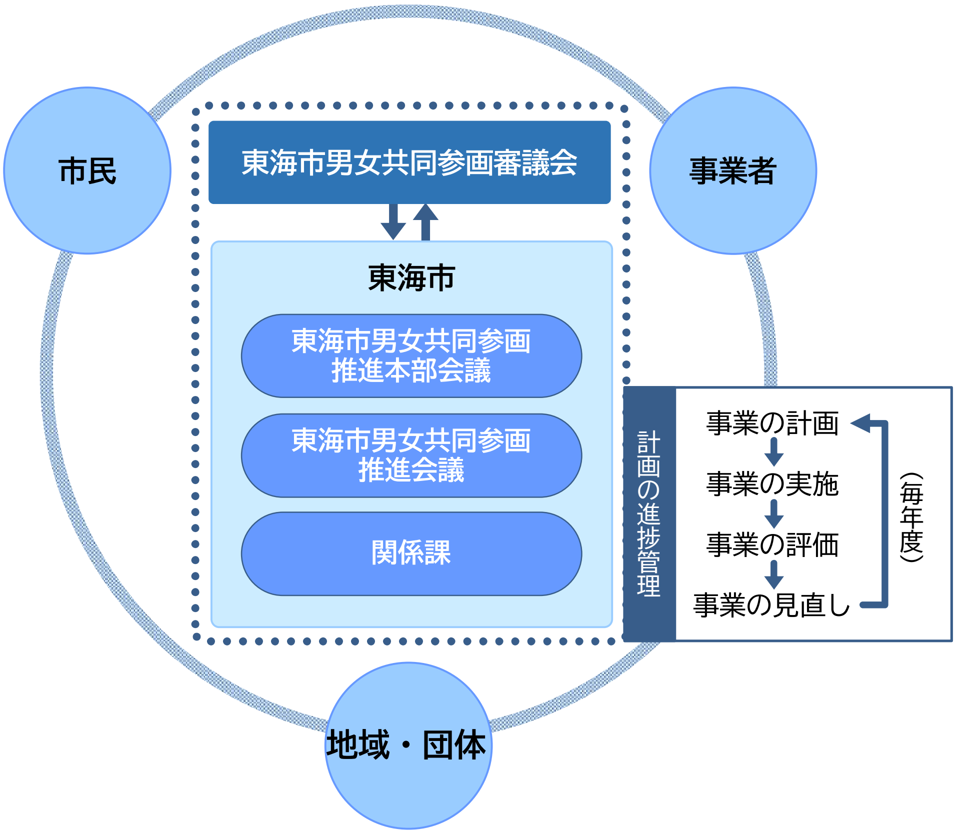

# 資料編

## １　成果指標の算出方法

| | 指標 | 算出方法 | 基準値（令和６年度） | めざそう値 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | ５年後（令和１２年度） | １０年後（令和１７年度） |
| **基本目標１　だれもが互いに理解・尊重し合えている** | | | | | |
| 1 | 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【１６歳以上】 | 市民アンケートで「どちらかといえば反対」「反対」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 67.2% | 74.6% | 82.1% |
| 2 | 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【児童・生徒】 | 児童・生徒アンケートで「どちらかといえば反対」「反対」と回答した児童・生徒の数／アンケート回答総数×100 | 79.2% | 84.4% | 89.6% |
| 3 | 「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合 | 市民アンケートで「平等である」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 17.4% | 23.9% | 30.3% |
| 4 | ＬＧＢＴＱ＋（エルジービーティキュープラス）という言葉の認知度【１６歳以上】 | 市民アンケートで「内容を知っている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 45.2% | 51.7% | 58.1% |
| 5 | ＬＧＢＴＱ＋という言葉の認知度【児童・生徒】 | 児童・生徒アンケートで「内容を知っている」と回答した児童・生徒の数／アンケート回答総数×100 | 18.6% | 25.4% | 32.2% |
| 6 | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度 | 市民アンケートで「内容を知っている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 12.6% | 19.7% | 26.8% |
| **基本目標２　だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている** | | | | | |
| 7 | 多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている１８歳以下の子どもを持つ人の割合 | 市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 66.9% | 74.8% | 82.8% |
| 8 | 家事・育児・介護に「関わっている」男性の割合 | 市民アンケートで「30分未満」「30分～１時間未満」「１～３時間未満」「３～５時間未満」「５時間以上」（「まったく関わっていない」以外）と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 73.1% | 78.0% | 82.8% |
| 9 | 職場において男女平等と考える人の割合 | 市民アンケートで「平等である」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 33.6% | 40.8% | 48.1% |
| １０ | 女性の管理職がいる事業所の割合 | 事業所アンケートで「女性管理職がいる」と回答した事業所の数／アンケート回答総数×100 | 27.1% | 32.5% | 38.0% |
| １１ | 市の管理職に占める女性職員の割合 | 市一般行政職における女性の管理職員数（主幹級以上）／総管理職員数×１００ | 23.2% | 25.0% | 30.0% |

| | 指標 | 算出方法 | 基準値<br>（令和６年度） | めざそう値<br>５年後<br>（令和１２年度） | めざそう値<br>１０年後<br>（令和１７年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| **基本目標３　だれもがあらゆる分野への参画ができている** | | | | | |
| １２ | 審議会・委員会などの女性委員の登用率 | 審議会などの女性委員数／審議会などの総委員数×１００ | 33.9% | 37.5% | 40.0% |
| １３ | 地域において男女平等と考える人の割合 | 市民アンケートで「平等である」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 47.0% | 52.8% | 58.5% |
| １４ | 防災リーダー研修の修了生における女性の割合 | 地域防災リーダー育成事業の女性修了生／総修了生×１００ | 46.7% | 50.0% | 50.0% |
| **基本目標４　だれもが安心して快適に暮らしている** | | | | | |
| １５ | ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合 | 市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 30.6% | 38.9% | 47.2% |
| １６ | ＤＶ被害経験者のうち「だれにも相談しなかった」人の割合 | 市民アンケートで「だれにも相談しなかった」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 35.8% | 28.9% | 21.9% |
| １７ | 女性のための悩みごと相談窓口を知っている人の割合 | 市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 14.4% | 21.2% | 28.1% |
| １８ | 年に１回は健康診断を受けている人の割合 | 市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 78.1% | 83.5% | 89.0% |
| １９ | がん検診を定期的に受けている人の割合 | 市民アンケートで「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 40.9% | 48.2% | 55.5% |
| ２０ | ゆったりとした気分で乳児と過ごせる時間がある人の割合 | ４か月児健診問診項目で「はい」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 91.6% | 93.7% | 95.8% |

## ２　男女共同参画社会基本法

**今後作成**

## ３　東海市男女共同参画推進条例

**今後作成**

## ４　東海市男女共同参画審議会

**今後作成**

## 5　東海市男女共同参画推進本部・推進会議

**今後作成**

## ６　東海市男女共同参画基本計画の策定過程

**今後作成**

## 7　女性活躍推進法

**今後作成**

## ８　ＤＶ防止法

**今後作成**

## ９　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

**今後作成**

## 10　用語解説

**<u>今後作成</u>**

## 計画書に記載する主な事業(案)

【一つの主な推進内容に対して２事業を計画書に記載】

| 基本目標 | 施策 | 主な推進内容 | 計画書に記載する主な事業(案) | 主な事業(案)【中事業単位】 | 主な事業(案)<br>【中事業に関わらず該当する事業】 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 だれもが互いに理解・尊重し合えている | 1 男女共同参画意識の啓発・促進 | 1 市民への普及・啓発 | ①男女共同参画啓発事業<br>②男女共同参画基本計画現状値調査事業 | ①男女共同参画啓発事業<br>②男女共同参画基本計画現状値調査事業 | |
| | | 2 学習機会の提供 | ①家庭教育シンポジウム開催事業 | ①家庭教育シンポジウム開催事業 | ①男女共同参画に関する出前講座 |
| | | 3 子ども・若者・高齢者への理解促進 | ①男女共同参画に関する出前講座 | ①男女共同参画啓発事業 | ①男女共同参画に関する出前講座 |
| | 2 多様な性に関する理解促進 | 1 市民への周知啓発・相談支援体制の整備 | ①多様な性に関する相談事業 | ①多様な性に関する相談事業<br>②パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度啓発事業 | |
| | | 2 子ども・若者・高齢者への理解促進 | ①多様な性に関する出前講座 | | ①多様な性に関する出前講座 |
| 2 だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている | 3 家庭における家事・育児・介護の分かち合い促進 | 1 仕事と子育て等の両立支援 | ①放課後児童健全育成事業<br>②認知症地域支援推進事業 | ①放課後児童健全育成事業<br>②放課後児童健全育成補助事業<br>③早朝・延長保育事業<br>④病児・病後児保育<br>⑤認知症地域支援推進事業（認知症総合相談事業）<br>⑥認知症地域支援・ケア向上事業（家族支援プログラム・認知症出前講座） | |
| | | 2 男性の家事・育児等への参画促進 | ①子育て広場開催事業<br>②男女共同参画に関する出前講座 | ①子育て広場開催事業 | ①男女共同参画に関する出前講座 |
| | 4 職場における女性活躍・男女共同参画の推進<br>【東海市女性活躍推進計画】 | 1 職場における女性活躍促進 | ①女性の活躍支援講座等開催事業<br>②あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 | ①女性の活躍支援講座等開催事業 | ①あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 |
| | | 2 だれもが働きやすい職場づくり | ①人材育成補助事業<br>②ファミリー・フレンドリー企業登録制度の啓発 | ①創業支援事業<br>②人材育成補助事業 | ①ファミリー・フレンドリー企業登録制度の啓発<br>②ママ・ジョブ・あいち出張相談 |
| 3 だれもがあらゆる分野への参画ができている | 5 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 1 政策決定過程への女性参画 | ①職員研修開催事業<br>②審議会などへの女性委員の登用推進 | ①職員研修開催事業 | ①審議会などへの女性委員の登用推進 |
| | | 2 方針決定過程への女性参画 | ①女性の活躍支援講座等開催事業<br>②あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 | ①女性の活躍支援講座等開催事業 | ①あいち女性輝きカンパニー認証制度の啓発 |
| | 6 地域における男女共同参画の推進 | 1 地域活動への参画推進 | ①市民活動センター管理運営<br>②地域活動・市民活動への参画の啓発 | ①市民活動センター管理運営経費 | ①地域活動・市民活動への参画の啓発 |
| | | 2 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進 | ①地域防災リーダー育成事業<br>②女性消防団員の育成・支援 | ①地域防災リーダー育成事業<br>②防災会議設置事業 | ①女性消防団員の育成・支援 |
| 4 だれもが安心して快適に暮らしている | 7 男女間における暴力の根絶<br>【東海市ＤＶ対策基本計画】 | 1 啓発活動の推進 | ①ＤＶ・ハラスメント防止の啓発 | | ①ＤＶ・ハラスメント防止の啓発 |
| | | 2 相談支援体制の整備 | ①女性のための悩みごと相談事業 | ①女性のための悩みごと相談事業 | |
| | 8 困難を抱える女性に関する支援<br>【東海市困難な問題を抱える女性支援基本計画】 | 1 相談支援体制の整備・自立支援の推進 | ①女性のための悩みごと相談事業<br>②母子・父子自立支援員設置事業 | ①女性のための悩みごと相談事業<br>②母子・父子自立支援員設置事業<br>③重層的支援体制推進事業 | |
| | 9 生涯を通じた健康支援 | 1 性差に応じた健康支援 | ①健康相談事業<br>②がん検診事業 | ①健康相談事業<br>②がん検診事業<br>③風しん感染予防事業 | |
| | | 2 妊娠・出産に関する健康支援 | ①妊婦医療費助成<br>②妊産婦総合相談事業 | ①妊婦医療費助成<br>②不妊治療費の助成<br>③不育症治療費の助成<br>④乳児家庭全戸訪問事業<br>⑤両親学級<br>⑥産前産後サポート事業<br>⑦産後ケア事業<br>⑧母子健康手帳の交付<br>⑨妊産婦総合相談事業 | |

# 成果指標一覧（国・県との比較）

指標の方向性の凡例
↗ ・・・数値の上昇を目指す指標
↘ ・・・数値の下降を目指す指標

成果指標の目標値の考え方（案）に基づく ／ 第5次男女共同参画基本計画（R2～7） ／ あいち男女共同参画プラン2025（R3～7）

| 基本目標 | | 施策 | | 成果指標 | | 単位 | 指標の方向性 | 基準値（R6） | 5年後めざそう値（R12） | 10年後めざそう値（R17） | 国基準値 | 国目標値 | 国の現状値（R6） | 説明 | 県基準値 | 県目標値 | 県現状値（R6） | 説明 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | だれもが互いに理解・尊重し合えている | 1 | 男女共同参画意識の啓発・促進 | 1 | 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 67.2 | 74.6 | 82.1 | － | － | 64.8 | | 50.6 | － | 63.9 | |
| | | | | 2 | 男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合【児童生徒アンケート】 | % | ↗ | 79.2 | 84.4 | 89.6 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | | | 3 | 「社会全体として」男女平等であると感じる人の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 17.4 | 23.9 | 30.3 | 21.2 | 50.0 | 16.7 | | 12.9 | 30 | 14.6 | |
| | | 2 | 多様な性に関する理解促進 | 4 | LGBTQ＋という言葉の認知度【市民アンケート】 | % | ↗ | 45.2 | 51.7 | 58.1 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | | | 5 | LGBTQ＋という言葉の認知度【児童生徒アンケート】 | % | ↗ | 18.6 | 25.4 | 32.2 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | | | 6 | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度【市民アンケート】 | % | ↗ | 12.6 | 19.7 | 26.8 | － | － | － | | － | － | － | |
| 2 | だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている | 3 | 家庭における家事・育児・介護の分かち合い促進 | 7 | 多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合【第7次総合計画成果指標】 | % | ↗ | 66.9 | 74.8 | 82.8 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | | | 8 | 家事・育児・介護に「関わっている」男性の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 73.1 | 78.0 | 82.8 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | 4 | 職場における女性活躍・男女共同参画の推進【女性活躍推進計画】 | 9 | 職場において男女平等と考える人の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 33.6 | 40.8 | 48.1 | － | － | 25.8 | | | | 24.8 | |
| | | | | 10 | 女性の管理職がいる事業所の割合【事業所アンケート】 | % | ↗ | 27.1 | 32.5 | 38.0 | － | － | － | | 13.5 | 20 | － | 管理的職業従事者に占める女性の割合 |
| | | | | 11 | 市の管理職に占める女性職員の割合 | % | ↗ | 23.2 | 25.0 | 30.0 | | | | | 11.2 | 15 | | 県職員の管理職に占める女性の割合 |
| 3 | だれでもあらゆる分野への参画ができている | 5 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 12 | 審議会・委員会などの女性委員の登用率 | % | ↗ | 33.9 | 37.5 | 40.0 | 27.1 | 40～60 | | 市町村の審議会等委員に占める女性の割合 | 27.8 | 40～60 | | 市町村の審議会等に占める女性委員の割合 |
| | | 6 | 地域における男女共同参画の推進 | 13 | 地域において男女平等と考える人の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 47.0 | 52.8 | 58.5 | － | － | 40.3 | | － | － | 40.5 | |
| | | | | 14 | 防災リーダー研修の修了生における女性の割合 | % | ↗ | 46.7 | 50.0 | 50.0 | － | － | | | | | | |
| 4 | だれもが安心して快適に暮らしている | 7 | 男女間における暴力の根絶【DV対策基本計画】 | 15 | DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 30.6 | 38.9 | 47.2 | － | － | － | | 57.3 | 80 | 61.7 | |
| | | | | 16 | DV被害経験者のうち「誰にも相談しなかった」人の割合【市民アンケート】 | % | ↘ | 35.8 | 28.9 | 21.9 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | 8 | 困難を抱える女性に関する支援【困難な問題を抱える女性支援基本計画】 | 17 | 「女性のための悩みごと相談窓口」を知っている人の割合【市民アンケート】 | % | ↗ | 14.4 | 21.2 | 28.1 | － | － | － | | － | － | － | |
| | | 9 | 生涯を通じた健康支援 | 18 | 年に1回は健康診断を受けている人の割合（がん検診のみの場合は除く）【第7次総合計画成果指標】 | % | ↗ | 78.1 | 83.5 | 89.0 | － | － | | | － | － | － | |
| | | | | 19 | がん検診を定期的に受けている人の割合【第7次総合計画成果指標】 | % | ↗ | 40.9 | 48.2 | 55.5 | 43.7<br>47.4 | 50<br>50 | － | ※国値は統計データ<br>子宮頸がん検診受診率<br>乳がん検診受診率 | 17.7<br>16.8 | 50<br>50 | － | ※県値は統計データ<br>子宮頸がん検診受診率<br>乳がん検診受診率 |
| | | | | 20 | ゆったりとした気分で乳児と過ごせる時間がある人の割合【4か月児健診問診項目】 | % | ↗ | 91.6 | 93.7 | 95.8 | － | － | － | | － | － | － | |

資料１(参考③)

令和７年度（２０２５年度）第１回会議審議会資料（抜粋）

## 成果指標の目標値の考え方（案）について

### １　第７次総合計画と同様の成果指標

原則、総合計画と同様とする。

ただし、本計画の現状値アンケートと総合計画の現状値アンケートの設問構成が異なるため、目標値に大きな差異が生じる場合は別途検討を行う。

### ２　アンケートによる成果指標

⑴　概要

原則、総合計画のめざそう値設定と同様の考え方に基づき、２択の設問については「いいえ」、４択の設問については「どちらかと言えばそう思わない」又は「いいえ」と回答した人が、１０年後に肯定的に感じてもらえるようになることを目指し、目標値を設定する。

ただし、プランⅢから継続して設定する成果指標については、プランⅢの１０年後めざそう値等と大きな差異が生じる場合、別途検討を行う。

⑵　設定方法

| Ｎｏ | 区分 | １０年後めざそう値 |
|---|---|---|
| 1 | 基準値 ＞ 60％ | 基準値に「いいえ」又は「どちらかと言えばそう思わない」と回答した割合の1/2 を加えた数値 |
| 2 | 60％ ≧ 基準値 ＞ 30％ | 基準値に「いいえ」又は「どちらかと言えばそう思わない」と回答した割合の1/4 を加えた数値 |
| 3 | 30％ ≧ 基準値 | 基準値に「いいえ」又は「どちらかと言えばそう思わない」と回答した割合の1/6 を加えた数値 |

### ３　業務に基づく成果指標

所管課と協議の上、設定する。

資料２

# （仮称）男女共同参画プランⅣの名称案について

## １　名称案等について

⑴　名称案

とうかいハーモニープラン～東海市男女共同参画プランⅣ～

⑵　主な理由

だれもが、互いの人権や多様性を尊重し、さまざまな価値観などの個性を認め合い、いきいきと活躍できるまちを目指し、「調和」の意味合いがあり、かつ柔らかく温かみのある「ハーモニー」という言葉を計画名に入れた。

また、柔らかさと温かみを大切にするため、ひらがなで「とうかい」、漢字の計画ではなく「プラン」を加えた。

合わせて、プランⅣでは、新たに多様な性に関する施策を位置付けたことから、「東海市男女共同参画プランⅣ」を計画名の後段とした。

## ２　令和７年度（２０２５年度）推進会議委員からのアイデア

| No. | 名称案 | 理由・背景・考え方 |
|---|---|---|
| 1 | ①グローバル・オポチュニティ・パートナーズシップ | ①カッコイイから |
| 2 | ①誰もがかがやき　しあわせに生きる～東海市男女共同参画プランⅣ～ | ①プランⅣのすべての施策に共通すること、その先にあるもの。 |
|  | ②多様性を認め　ともに生きる　～東海市男女共同参画プランⅣ～ | ②「男女」だけでなく、「多様性」を重視し、総合計画の将来都市像と関連づけて作成したもの。 |
|  | ③多様性を認め　誰もが輝くまち～東海市男女共同参画プランⅣ～ | ③ プランⅢのテーマから一歩進めて、「多様性」というキーワード前に出したもの。 |
| 3 | ①とうかいバラエティプラン～東海市男女共同参画プランⅣ～ | ①バラエティという単語が多様性とつながりやすく良いと思いました。～東海市男女共同参画プランⅣ～がつくので、「とうかい」とひらがなにしました。 |
| 4 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①現計画と同じ名称のほうが市民にとっても分かりやすいと考えられるため。また、何度目の策定であるか分かりやすいため。 |
| 5 | ①東海市多様性共生プランⅣ | ①「男女」という言葉を使うことがすでに差別感があると感じる。多様な生き方を尊重する名称であると思う。 |

| No. | 名称案 | 理由・背景・考え方 |
|---|---|---|
| | ②東海市みんな支え合いプラン | ②どの人も、自分に合った生き方で、それぞれができることで支え合うという意味でよいと思う。 |
| 6 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①前計画とのつながりも分かりやすく、シンプルであるため。例えば多様性共生プランなど別のワードを持ってくると、ふろしきが大きくなって主題がぼやけてしまう印象を受けます。 |
| 7 | ①とうかいハピネスプラン～東海市男女共同参画プランⅣ～ | ①社会情勢がとても速く大きく変化時代を踏まえて、「ハピネス」という言葉（目標）であれば計画期間中のいつでも対応できる言葉だと考えるため。 |
| | ②東海市みんな支え合いプラン～東海市男女共同参画プランⅣ～ | ②なじみのある日本語で、どの年代の人も目標としているものがわかりやすいと考えるため。 |
| | ③東海市男女共同参画プランⅣ～ひとりひとりが自分らしく～ | ③男女共同参画という言葉をわかりやすく表現していると考えるため。 |
| 8 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①サブタイトがないほうが一番わかりやすい |
| 9 | ①～とうかいじぶんらしくプラン～ | ①らしさを大切にしたいため |
| | ②～とうかいいろどりプラン～ | ②いろんな色(個性がある)があってよいと思うため |
| | ③～「と」もに、「う」れしく、「か」つやく、「い」きいきと～ | ③東海市をもじって関係ある言葉をつないだ。 |
| | ④～とうかいにじいろプラン～ | ④いろんな色が合わさり、きれいな虹になるため。色一つ一つが個々人 |
| | ⑤～手と手をつなぐ～ | ⑤いろんな人の個性を認め合い助け合える市にしたいため。 |
| 10 | ①東海市男女共同参画プランⅣ～東海市おもいやりプラン～ | ①誰もが思いやりの気持ちを持って人と接することを基本に、平等社会の実現を目指すため |
| | ②東海市男女共同参画プランⅣ～とうかいハーモニープラン～ | ②ハーモニーという良い響きと、すべての人が調和し尊重し合えるようなまちを目指して |

３　（仮称）男女共同参画プランⅣの名称に関する過去の会議資料（抜粋）

(1)　考え方

「男女共同参画社会基本法(平成１１年法律第７８号)」に基づき策定するものであるが、ＬＧＢＴＱなど性的マイノリティをはじめとした多様な個人を尊重する社会の進展に合わせた新たな名称とする。

なお、当該計画の概要及び改定回数が不明確にならないよう、「東海市男女共同

参画プランⅣ」を新たな名称の前後に残す。

(2) 名称イメージ

・ ●●●●●（新名称） ～東海市男女共同参画プランⅣ～

・ 東海市男女共同参画プランⅣ ～●●●●●（新名称）～

(3) 今後の進め方

計画案全体を俯瞰した上で、新名称を決定することが望ましいと考えるため、骨子案策定後の令和７年度（２０２５年度）上半期を目途に推進会議、本部会議及び審議会での協議を経て決定する。

(4) 令和６年度（２０２４年度）推進会議委員からのアイデア

※３の(2)名称イメージ決定前のアンケートによる

| No | 名称案 | 理由・背景・考え方 |
|---|---|---|
| 1 | ①東海市民ジェンダーフリープラン<br>②東海市民の性別格差を無くす計画<br>③東海市民の個人の尊厳を守る計画<br>④東海市民の個人を尊重する計画<br>⑤東海市性別格差撤廃計画 | ①全部同じで男女の言葉を使わない名称を考えたが難しい |
| 2 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①男女という言葉は使用したくなかったですが、現時点でほかのいい案が思いつかなかったです。 |
| | ②東海市多様性・・・ | ②今までの計画のテーマを引き継ぐような名称はどうかと考えてみましたが、思いつきませんでした。 |
| 3 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①プランⅢに習い、分かりやすい。 |
| | ②東海市多様性共生プランⅣ | ②「男女」という表現を改め、多様性を重視したもの。 |
| | ③東海市多様性共生プラン 2026-2031 | ③プランⅢから名称が変更するため数字から年度標記（終期２年前倒しの場合）にしたもの。 |
| 4 | ①男女共同参画推進計画プランⅣ | ①内容をストレートに伝え、これまでとのつながりがわかる。 |
| 5 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①シンプルで一番わかりやすい |
| 6 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①これまでの流れとの違いがわからなくなりそうなので、そのまま引き継ぎでも良いと思いました。サブタイトルつけるならそれもありかもしれないと思います。(その場合は、サブタイトルが、～プランⅣでもいいかも) |
| 7 | ①とうかいハピネスプラン | ①すべての市民が幸せに暮らせるように |
| | ②とうかい彩りプラン | ②多様性を認め、それぞれの色、個性を尊重する |

| No | 名称案 | 理由・背景・考え方 |
|---|---|---|
| 8 | ①東海市男女共同参画プラン４ | ①計画名としてわかりやすいと思う。ただ、計画期間中に「男女共同」という言葉の時代遅れ感はより強まるとも思います。 |
| | ②東海市みんな支え合いプラン | ②第７次総合計画の「めざすまちの姿」からとりました。 |
| | ③東海市個性いろいろプラン | ③プラン３の「個性を認め合い」というのが良いなと思ったので。多様性という意味もこめて「いろいろ」をつけました。 |
| 9 | ①東海市男女共同参画基本計画（プランⅣ） | ①これまでの計画を踏襲することで市民がわかりやすい |
| | ②東海市男女共同参画・困難な問題を抱える女性支援基本計画 | ②これまでの計画に困難な問題を抱える女性支援を追加することが明確にわかる計画名称であると思うため |
| 10 | ①　東海市男女共同参画プランⅣ～多様な個性を認め合い　だれもがしあわせに生きられるまち～ | ①今までのプラン名称の流れを汲んだもの。計画の内容は、より時代・社会等に沿ったものにしていく必要はあるが、プラン自体の継続性は必要だと考えたため。プラン名はⅢからⅣにし、その後ろに記すテーマで表現していけばいいという考えによるもの。テーマの部分は今後検討していく中で決めていくものだと思うので、仮で入れています⑤ |
| 11 | ①とうかい男女共同参画プラン | ①行政感を少しでも薄めるため平仮名を採用 |
| 12 | ①東海市ジェンダー平等推進計画（推進プラン） | ①男女の「性別」に問わず個性と多様性を認め合う、平等な社会を目指すことから名称を変えるもの。 |
| 13 | ①とうかいきらめきプラン | ①男女・性別等を問わず一人ひとりの個性が発揮できるまちをめざして |
| | ②だれもがかがやくマイプランとうかい | ②男女・性別等を問わず一人ひとりが自分らしさを活かして活躍できるまちをめざして |
| | ③とうかいハーモニープラン | ③男女・性別等を問わず全ての人が調和し、尊重しあえるようなまちをめざして |
| 14 | ①（仮称）男女共同参画プランⅣ | ①素案が出来上がるまでは、（仮称）で良いのではないかと考えます。中身にふさわしい名称にするものと思いますし、中身が出来上がってから名称を決めないと、中身と名称に齟齬が生じたり、場合によっては名称を後から変更することとなる可能性もあるのでは。 |
| 15 | ①東海市おもいやりプラン | ①男女等の色々な立場の人が別の立場の人の事を考え、思いやることで平等社会の実現に近づくと考えられるため。 |
| | ②東海市バラエティプラン | ②多様性を尊重するという意味合いを、 |

| No | 名称案 | 理由・背景・考え方 |
|---|---|---|
| | | 馴染みの言語で表したもの。 |
| 16 | ①東海市男女共同参画（推進）プランⅣ | ①現計画の次期計画とイメージできるため |
| | ②東海市男女共同参画（推進）プラン2026－2035 | ②プラン期間を記載することで、どの時期のプランかがわかりやすくなるため |
| 17 | ①東海市男女共同参画プランⅣ　～ひとりひとりが自分らしく～ | ①プラン名は今までの名称を踏襲し、サブタイトルを用いて、支援を受けつつも、自分らしく生きることを表現する |
| 18 | ①東海市男女共同参画社会行動プラン | ①　年数が経過するにつれて色々な課題が変化してくるが、国に沿って計画していることが分かるようにしたため |
| 19 | ①東海市男女共同参画プランⅣ | ①これまでの計画との継続性を踏まえた案である。 |
| | ②東海市男女共同参画･多様性社会推進プラン | ②継続性を確保しつつ、社会情勢を踏まえた新しい視点「多様性社会」をわかりやすく追加する案である。 |
| 20 | ①　東海市男女共同参画プランⅣ | ①　現計画と同じ名称のほうが市民にとっても分かりやすいと考えられるため。また、何度目の策定であるか分かりやすいため。 |

(5) （参考）県内市町村のプラン名

別添のとおり

県内市町村のプラン名

① 個別の計画を策定しているのは49市町村（35市13町1村）、策定率は90.74%（前年度49市町村、90.74%）である。
② 個別計画の策定ではなく、総合計画での位置づけとしているのは4市町（3市1町）である。

＜個別計画策定状況＞

| 市町村名 | 計画の名称 | 策定年月 | 計画の期間 |
|---|---|---|---|
| 名古屋市 | 名古屋市男女平等参画基本計画2025 | 2021.3 | 2021.4～2026.3 |
| 豊橋市 | とよはしハーモニープラン2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画 | 2023.3 | 2023.4～2027.3 |
| 岡崎市 | ウィズプランおかざき 第5次岡崎市男女共同参画基本計画 | 2021.4 | 2021.4～2026.3 |
| 一宮市 | 第3次一宮市男女共同参画計画 | 2019.3 | 2019.4～2024.3 |
| 瀬戸市 | 第2次瀬戸市女性活躍推進計画・第4次男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2027.3 |
| 半田市 | みんなが輝くチャレンジプラン（第3次半田市男女共同参画推進計画） | 2022.3 | 2022.4～2031.3 |
| 春日井市 | 第3次かすがい男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2027.3 |
| 豊川市 | 第3次豊川市男女共同参画基本計画 | 2021.3 | 2021.4～2031.3 |
| 津島市 | 津島市男女共同参画プラン2030 | 2022.3 | 2022.4～2031.3 |
| 碧南市 | 第2次碧南市男女共同参画プラン | 2014.4 | 2014.4～2024.3 |
| 刈谷市 | 第3次刈谷市男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2032.3 |
| 豊田市 | 第4次とよた男女共同参画プラン（クローバープラン） | 2020.4 | 2020.4～2025.3 |
| 安城市 | 第4次安城市男女共同参画プラン | 2018.3 | 2018.4～2024.3 |
| 西尾市 | 第2次西尾市男女共同参画プラン改訂版 | 2019.3 | 2019.4～2024.3 |
| 蒲郡市 | 第3次蒲郡市男女共同参画プラン | 2021.6 | 2021.6～2026.3 |
| 江南市 | 第3次こうなん男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2032.3 |
| 小牧市 | 第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーⅣ | 2022.3 | 2022.4～2027.3 |
| 稲沢市 | いなざわ男女共同参画プランⅢ | 2021.3 | 2021.4～2028.3 |
| 新城市 | 新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン | 2020.4 | 2020.4～2032.3 |
| 東海市 | 東海市男女共同参画プランⅢ | 2016.3 | 2016.4～2026.3 |
| 大府市 | おおぶ男女共同参画プランⅥ さんかく！おおぶ | 2021.3 | 2021.4～2031.3 |
| 知多市 | 知多市男女共同参画行動計画 「知多市ウイズプランⅢ」 | 2021.2 | 2021.4～2031.3 |
| 知立市 | 第3次知立市男女共同参画プラン | 2019.3 | 2019.4～2029.3 |
| 尾張旭市 | 第2次尾張旭市男女共同参画プラン中間見直し版 | 2020.3 | 2020.4～2025.3 |
| 岩倉市 | 岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030 | 2021.3 | 2021.4～2031.3 |
| 豊明市 | 第3次とよあけ男女共同参画プラン（中間見直し版） | 2021.3 | 2021.4～2026.3 |
| 日進市 | 第3次日進市男女平等推進プラン | 2021.3 | 2021.4～2031.3 |
| 田原市 | 田原市男女共同参画推進プランⅡ | 2017.3 | 2017.4～2026.3 |
| 愛西市 | 第4次愛西市男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2027.3 |
| 清須市 | 第2次清須市男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2032.3 |
| 北名古屋市 | 第2次北名古屋市男女共同参画プラン | 2018.3 | 2018.4～2028.3 |
| 弥富市 | 第2次弥富市男女共同参画プラン | 2021.3 | 2021.4～2031.3 |
| みよし市 | みよし男女共同参画プランパートナー2019－2023 | 2019.3 | 2019.4～2024.3 |
| あま市 | 第2次あま市男女共同参画プラン | 2022.3 | 2022.4～2032.3 |
| 長久手市 | 第3次長久手市男女共同参画基本計画 | 2019.3 | 2019.4～2024.3 |
| 東郷町 | 第2次東郷町男女共同参画プラン | 2018.3 | 2018.4～2028.3 |

| 市町村名 | 計画の名称 | 策定年月 | 計画の期間 |
|---|---|---|---|
| 豊山町 | 豊山町男女共同参画社会計画　第3次とよやまレインボープラン | 2022. 4 | 2022. 4～2032. 3 |
| 大口町 | 第五次おおぐち男女共同参画プラン | 2023. 3 | 2023. 4～2026. 3 |
| 扶桑町 | 第2次扶桑町男女共同参画プラン | 2020. 3 | 2020. 4～2030. 3 |
| 蟹江町 | 第2次蟹江町男女共同参画プラン | 2022. 3 | 2022. 4～2027. 3 |
| 飛島村 | 飛島村男女共同参画推進プラン2019－2028 | 2019. 3 | 2019. 4～2028. 3 |
| 阿久比町 | 第2次阿久比町男女共同参画プラン | 2017. 3 | 2017. 4～2027. 3 |
| 東浦町 | 第3次東浦町男女共同参画プラン | 2022. 3 | 2022. 4～2032. 3 |
| 南知多町 | 第2次南知多町男女共同参画計画 | 2018. 3 | 2018. 4～2032. 3 |
| 美浜町 | 美浜町男女共同参画プラン | 2013. 2 | 2013. 4～2026. 3 |
| 武豊町 | 第3次武豊町男女共同参画プラン | 2021. 3 | 2021. 4～2031. 3 |
| 幸田町 | 第2次幸田町男女共同参画プラン | 2019. 3 | 2019. 4～2024. 3 |
| 設楽町 | 第二次設楽町男女共同参画基本計画 | 2019. 3 | 2019. 4～2029. 3 |
| 東栄町 | 東栄町第1次男女共同参画プラン | 2022. 4 | 2022. 4～2026. 3 |

「計画の名称」を含め、県の取りまとめ資料を転記

【資料３】

# （案）

令和８年（２０２６年）１月●日

東海市長　花　田　勝　重　様

東海市男女共同参画審議会
会長　末盛　慶

（仮称）東海市男女共同参画プランⅣについて（答申）

令和６年（２０２４年）１０月２９日付け市協第１０５号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

人口減少や少子高齢化の進行、働き方や家族のあり方の多様化、価値観の変化など、社会を取り巻く環境は大きく変化する中で、国では、すべての人が性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、働く場面や政策決定の場、地域活動などあらゆる分野での男女の参画拡大に向けた取り組みが進められております。

また、経済的自立や社会的包摂の推進、ジェンダーに基づくあらゆる差別の解消など、持続可能で多様性に富んだ社会づくりの視点が重視されております。さらに、令和６年４月に施行された困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）を踏まえ、困難な問題を抱える女性が安心して自立できる社会の実現がめざされています。

東海市においても、これまで「東海市男女共同参画プランⅢ」に基づき進められた、男女共同参画社会の実現をめざした取り組みを踏まえ、より一層の女性参画の推進や性別による固定的役割分担意識の解消、あらゆる差別や偏見の是正など、より幅広く実効性のある取り組みが求められています。

本審議会では、令和６年１０月に東海市長より諮問を受け、今後の東海市の男女共同参画のあり方について審議を重ねてきました。

諮問された「（仮称）東海市男女共同参画プランⅣ（素案）」は、引き続き「個性を認め合い　いきいきと活躍できるまち」をテーマとして設定し、性別にかかわらず、だれもが人権や多様性が平等に尊重され、家庭・地域・職

場などあらゆる場に自らの意志で参画でき、快適に生活できるまちをめざすものであり、計画の方向性として適切なものであると考えます。

なお、計画の推進にあたっては、本審議会で出された意見を十分に考慮し、市民・地域・団体・事業者・市などが協働して男女共同参画推進のため、積極的に取り組んでいただくよう要望するものです。

## 全体に関すること

東海市における男女共同参画の推進は、引き続き重点的に取り組むべき重要課題であると考えます。社会の変化や多様化に対応するため、男女共同参画の視点をあらゆる分野の施策に位置づけ、計画の実効性を高めるとともに、市民や地域、団体、事業者等と協働で推進できるよう（仮称）東海市男女共同参画プランⅣの周知等をしていただきたい。

## 基本目標１　だれもが互いに理解・尊重し合えている

１　男女共同参画の実現や固定的性別役割分担意識の解消に向けて、学校・地域・職場など、あらゆる場での継続的な意識啓発に努められたい。

２　特に子ども、若者、高齢者が男女共同参画や多様性の価値を自然に理解できるよう、様々な年齢や性別、立場、価値観に応じた情報発信や啓発方法の充実を図られたい。

３　多様な性のあり方について、ＬＧＢＴＱ＋等への偏見が解消され、だれもが自分らしく生きられるよう、当事者に配慮した啓発・理解促進とともに、相談支援や制度等の充実や環境整備に努められたい。

## 基本目標２　だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている

１　共働き世帯が増加する中で、各家庭において仕事と家事・育児・介護等を分かち合い、両立できるよう各種サービス等の充実を図り、希望に応じて働き続けられるよう男女共同参画の考え方を持って取り組みを進められたい。

２　女性の社会参画への大きな障害として育児・介護・家事の女性への偏りが指摘されていることを踏まえ、男性の家事・育児・介護への参画を促進

するため、それらを学ぶ機会の充実や一層の意識啓発に努められたい。

3　事業所において男女共同参画の理解がより深められるよう、特に単独で取り組むことが難しい中小企業に対し、各種制度の周知や研修などの機会を設け、事業主・管理職などの意識改革に努められたい。

4　育児や介護を始めとしたライフイベントに際し、特に女性においてキャリア形成が困難とならないよう、キャリア形成やリスキリングの機会を得ながらその能力を十分に発揮することができる環境の整備を推進されたい。

## 基本目標３　だれもがあらゆる分野への参画ができている

1　審議会・委員会等の政策・方針決定過程における女性や若者の登用を促進し、多様な意見が反映されるしくみづくりを進められたい。

2　人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、町内会や自治会などの地域において、性別・年齢にかかわらず参画しやすい体制を整え、地域活動の活性化を図られたい。

3　自然災害の発生時に、性差により受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須であるため、防災・災害対応における女性参画とジェンダー主流化の実現に努められたい。

## 基本目標４　だれもが安心して快適に暮らしている

1　ＤＶやハラスメント等、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けて、引き続き啓発や支援体制の強化に努められたい。

2　特に、顕在化しにくい精神的ＤＶや経済的ＤＶを防止するとともに、被害者が適切な支援につながることができるよう、正しい知識の普及や情報提供を推進されたい。

3　女性が日常生活または社会生活を営むにあたり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、多様化・複雑化する困難な問題を抱える女性を早期に把握し、庁内関係部署や団体、関係機関と共に切れ目のなく支援する体制の構築を推進されたい。

4　女性の就業等の増加、生涯出産数の減少、晩婚化等による初産年齢の上昇など様々な要因により女性の健康を脅かす疾病構造が変化していることを踏まえ、情報提供・啓発の促進や受診方法の工夫などにより受診率の更なる向上に努められたい。

## モニタリング指標の設定について

本計画の進捗管理にあたっては、計画本編に掲げられた成果指標に加え、本審議会における意見を踏まえ、参考的に把握・分析を行う「モニタリング指標」の設定を検討されたい。

モニタリング指標は、必ずしも本計画の達成度を直接測るものではないものの、社会情勢や市民意識の変化を把握し、今後の施策立案や改善のための基礎資料としていただき、可能な範囲で毎年度の動向を整理し、公表に努められたい。

なお、設定が望ましいと考えるモニタリング指標及び審議会での協議を踏まえた算出方法や現状値は次のとおりである。

| | 指標 | 算出方法 | 現状値（令和６年度） |
|---|---|---|---|
| **基本目標１　だれもが互いに理解・尊重し合えている** | | | |
| 1 | ジェンダーの意味を知っている人の割合 | 市民アンケートで「知っている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 76.4% |
| **基本目標２　だれもが多様な家庭生活・働き方を選択できている** | | | |
| 2 | ２年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合 | 市民アンケートで、２年以内に退職しており、退職理由が「結婚」又は「妊娠・出産・子育て」、「家族の介護や看護」と回答した人（自己都合で退職した女性）の数／アンケート回答総数（自己都合で退職した女性）×100 | 20.0% |
| 3 | 法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合 | 事業所アンケートで「規定している」と回答した事業所の数／アンケート回答総数×100 | 13.4% |
| 4 | 仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合 | 市民アンケートで「調和がとれている」「どちらかといえばとれている」と回答した人の数／アンケート回答総数×100 | 71.7% |
| **基本目標３　だれもがあらゆる分野への参画ができている** | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | 市内における「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数 | 「あいち女性輝きカンパニー」の認証（３月１日時点）を受けている主な所在地が市内の企業・団体数 | 12 企業・団体 |

| 基本目標４　だれもが安心して快適に暮らしている |
|---|
| － |

**チャレンジアクションについて**

本計画本編に掲げられた基本目標と施策等に加えて、本審議会委員が想い描く男女共同参画社会の実現に向けた新しい取組を市民・地域・団体・事業者・市などとの連携・協働により試みる「チャレンジアクション」を提言する。

このチャレンジアクションは、今後の課題に対応するために、様々なアイデアを試行しながら進めていくものであり、成果がすぐに見えるとは限らないが、新たな挑戦を重ねることで、男女共同参画社会の実現に向けた未来への一歩が期待される。

なお、本審議会委員が想い描くチャレンジアクションは次のとおりである。

### チャレンジアクション１　男女共同参画都市宣言の実施

男女共同参画社会の実現に向けた機運を醸成することを目的とする都市宣言の実施

### チャレンジアクション２　日本女性会議の誘致

男女共同参画の更なる意識醸成に向けたきっかけとするため開催

### チャレンジアクション３　多様な主体の協働によるＤＶシェルター等の設置

ＤＶ被害者の受け入れが可能なシェルターの設置及び必要な一時金の立て替え制度の検討

### チャレンジアクション４　こども男女共同参画週間の設定

作文・絵画・キャッチフレーズ等の募集・表彰の実施

資料４

東海市男女共同参画基本計画

# 男女共同参画プランⅢ　施策報告書

－令和６年度（２０２４年度）版－

## 東海市

# 目　次


１　施策報告の意義　……………………………………………………………　１

２　男女共同参画プランⅢの構成　……………………………………………　１

３　成果指標の動向　……………………………………………………………　２

４　施策報告

⑴　報告書の見方　……………………………………………………………　３

⑵　施策　１　……………………………………………………………………　４

⑶　施策　２　……………………………………………………………………　７

⑷　施策　３　……………………………………………………………………　９

⑸　施策　４　……………………………………………………………………１１

⑹　施策　５　……………………………………………………………………１３

⑺　施策　６　……………………………………………………………………１５

⑻　施策　７　……………………………………………………………………１６

⑼　施策　８　……………………………………………………………………１８

（参考資料）

男女共同参画プランⅢ 成果指標一覧（令和６年度）　…………………………１９

## 1　施策報告の意義

全国的な人口減少と少子・高齢化の進展により、労働人口の減少、家族形態の多様化など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化に適切に対応し、持続可能な社会をつくるため、互いに個性を認め合い、性別に関わらずいきいきと活躍することのできる男女共同参画社会を実現するため、東海市では、「個性を認め合い　いきいきと活躍できるまち」をテーマとした「男女共同参画プランⅢ」を策定し、平成２８年度（２０１６年度）から１０年間での計画達成を目指した男女共同参画のまちづくりを推進しています。

「男女共同参画プランⅢ」では、施策ごとに「成果指標」及び「めざそう値」を定め、その達成状況を確認していく仕組みを取り入れています。

この報告は、市民・事業者・市などまちづくりにかかわる人たちが、毎年、「成果指標」の数値の動向を見て、施策等の進み具合を確認するとともに、その後の男女共同参画のまちづくりを考えるための資料として活用していくものです。

## 2　男女共同参画プランⅢの構成

このプランは、市民意識調査の結果及び「男女共同参画審議会」の答申を尊重し、３つの基本理念、４つの基本目標及び８つの施策を定め、男女共同参画のまちづくりを進めていくこととしました。

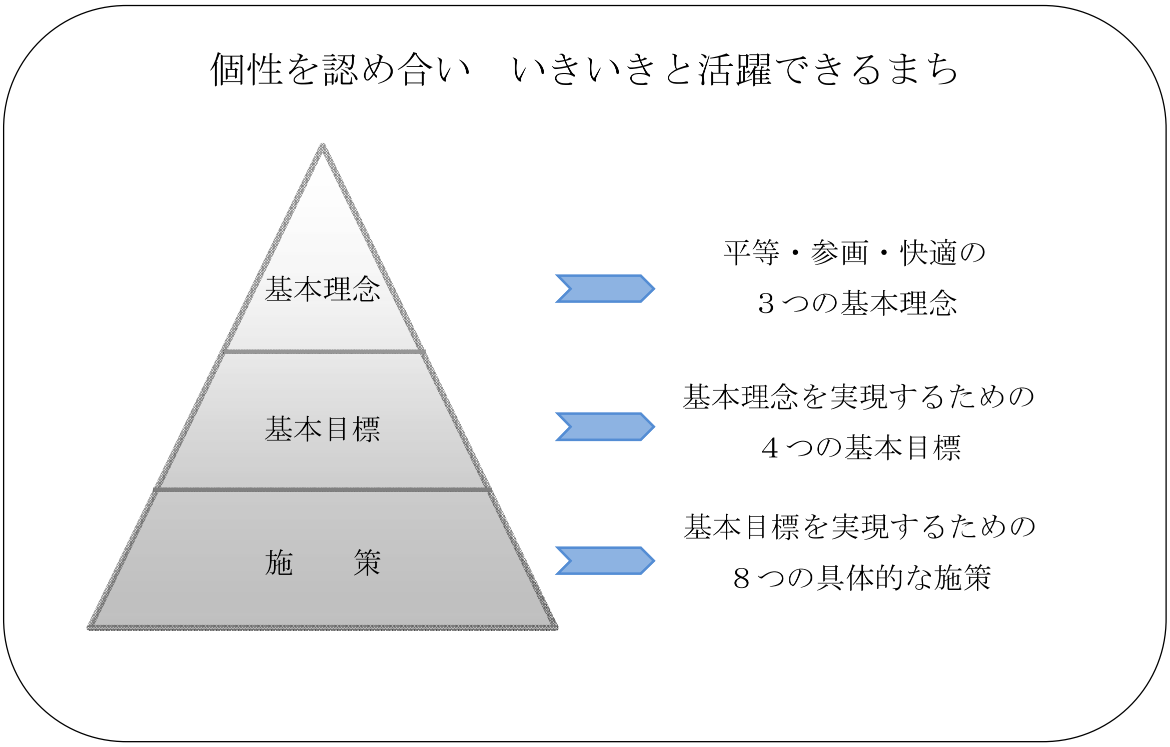

## ３　成果指標の動向

このプランで設定された１８の成果指標について、「対基準値＝計画策定の際に取得した数値（平成２６年度（２０１４年度））と令和６年度（２０２４年度）」及び「対前年度＝令和５年度（２０２３年度）と令和６年度（２０２４年度）」の成果指標の動向は、下表のとおりとなっています。

| | １８の成果指標の変化 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 対基準値 | | 対前年度 | |
| 数値が改善したもの | １２指標 | ６７％ | １１指標 | ６１％ |
| 数値が悪化したもの | ６指標 | ３３％ | ７指標 | ３９％ |
| 数値の変化がなかったもの | ０指標 | ０％ | ０指標 | ０％ |
| 計 | １８指標 | １００％ | １８指標 | １００％ |

＊詳細はＰ２０「男女共同参画プランⅢ 成果指標一覧（令和６年度）」参照

＜成果指標の変化＞

成果指標が改善したものは、対基準値では１２指標（６７％）、対前年度では１１指標（６１％）となっています。

成果指標が悪化したものは、対基準値では６指標（３３％）、対前年度では７指標（３９％）となっています。

## 4 施策報告

### (1) 報告書の見方

施策報告は、施策に定めた成果指標の達成状況及び実施した主な事業とその活動結果並びに施策の評価を示し、市民への説明責任を果たす構成となっています。

基本計画に定めた４つの基本目標

アンケート調査等により把握した現状値

成果指標の現状値を5年後（R2年度）・10年後（R7年度）にどこまで達成していくのかという目安

基本目標に対する８の施策

| 基本目標 | 4 | だれもが安心して快適に暮らしている |
|---|---|---|
| 施策 | 6 | 男女間における暴力の根絶 |

| 方向性 | DV（ドメスティック・バイオレンス）など男女間における暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権を侵害する行為について、広報・啓発及び相談事業の充実に努め、男女間における暴力の根絶を目指します。（東海市DV対策基本計画） | 主管課 | 社会福祉課 |
|---|---|---|---|

| 成 果 指 標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑯DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合 | ↗ | 28.0% | 21.0 | 29.9 | 35% | 40% | 改善 | 改善 |

**⑯DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談窓口を知っている人の割合**

施策に定めた１８の成果指標

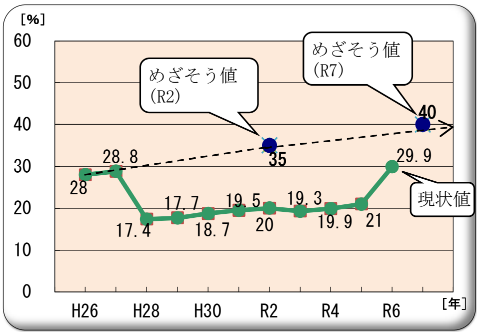


施策に対し貢献度の高いと思われる「主な事業」

**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 啓発活動の推進 | 広報・啓発活動の推進<br>【市民協働課】 | 被害の予防や相談窓口について、ホームページや広報紙、デジタル案内板への掲載、庁舎や芸術劇場等公共施設のトイレにリーフレットを設置した。 |
| 相談体制の整備 | 女性のための悩みごと相談<br>【社会福祉課】 | DVや女性が日常生活で直面する悩みの解決を図るための自己回復の足がかりとして、フェミニストカウンセラーによる相談業務を行った。<br>・相談場所　市民活動室<br>・開催回数　24回（月2回）<br>・相談件数　延32件 |
| | 家庭児童相談<br>【こども課】 | 家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化を図る相談、指導及び援助を行った。<br>・家庭児童専門員　4人<br>・相談件数<br>　家庭児童相談　326件 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| 犯罪被害者支援窓口の情報提供 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

成果指標の推移や主な事業の活動結果等から、施策の進み具合を分析

| 施策の評価 | 成果動向　○ 順調　● 横ばい　○ 順調でない |
|---|---|
| | ［施策6］男女間における暴力の根絶は、指標⑯が基準値から1.9ポイント、前年度から8.9ポイント改善しているものの、めざそう値との乖離があるため、成果動向は横ばいである。<br>　前年度と比べ、男女別では男性が28.9％で11.9ポイント、女性が31.0％で7.2ポイント改善しており、また、年齢別では特に低かった16～19歳が25.0％で14.5ポイント改善している。主な要因は、継続的な啓発及びＤＶに関する社会的な認知の向上によるものと考える。 |

| 基本目標 | 1 | だれもが多様な生き方・働き方を選択できている |
|---|---|---|

| 施策 | 1 | 男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備 |
|---|---|---|

| 方向性 | 多様な生き方・働き方に対応した保育サービスや子育て支援、介護支援の充実に努め、性別、就労の有無にかかわらず、男女ともに安心して子育て・介護がしやすい環境を整備します。 | 主管課 | 幼児保育課<br>高齢者支援課 |
|---|---|---|---|

| 成　果　指　標 | 方向性 | 基準値 H26（2014） | 前年度 R5（2023） | 現状値 R6（2024） | めざそう値 R2（2020） | めざそう値 R7（2025） | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合 | ↗ | 21.3% | 23.8 | 16.3 | 25% | 30% | 悪化 | 悪化 |
| ②子育て支援センター事業利用者数 | ↗ | 78,915人 | 50,674 | 55,515 | 80,000人 | 85,000人 | 悪化 | 改善 |
| ③ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合 | ↗ | 29.1% | 32.1 | 33.7 | 35% | 40% | 改善 | 改善 |
| ④2年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合 | ↘ | 35.0% | 25.3 | 20.0 | 30% | 25% | 改善 | 改善 |

**①多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合**

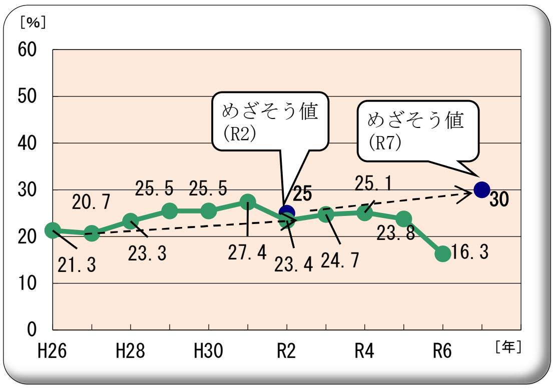


**②子育て支援センター事業利用者数**

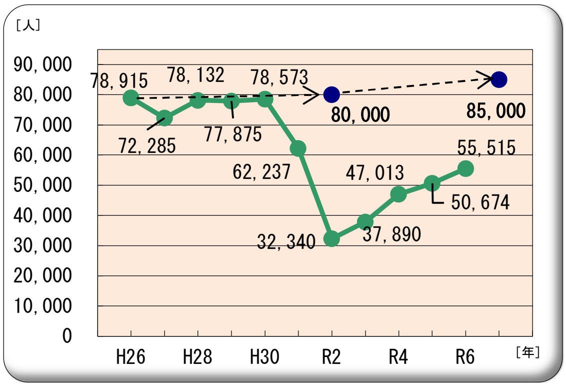


**③ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合**

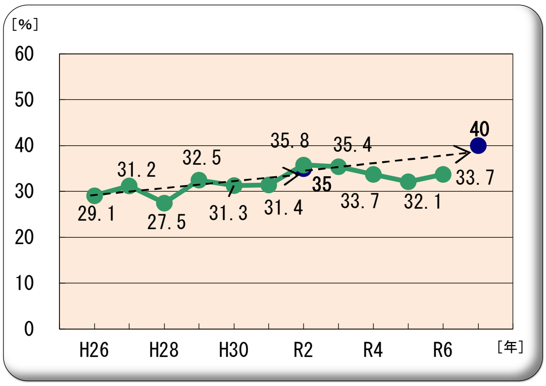


**④2年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合**

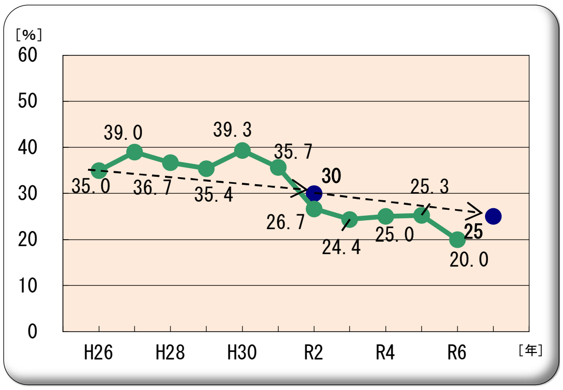

主な事業

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
| --- | --- | --- |
| 仕事と子育ての両立支援 | 病児・病後児保育<br>【幼児保育課】 | 子どもが病気になり、保護者が就労等により家庭での保育や集団保育ができない場合、知多市と共同で公立西知多総合病院の院内保育所に併設している病児・病後児保育室で児童を預かった。<br>・令和6年度(2024年度)末登録者数 1,441人<br>・利用者数 123人 |
| | 3歳未満児保育<br>【幼児保育課】 | 平成28年度(2016年度)より民間事業者が行う施設整備に要する経費に対して補助を行い、私立の保育所等が開所したこと等により、3歳未満児の受け皿が増加した。<br>・令和6年度(2024年度)末在籍数(公私合計)<br>0歳児 188人、1歳児 418人、2歳児 493人 |
| | 放課後児童健全育成事業<br>【社会教育課】<br>【こども課】 | ○保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の適切な遊びや生活の場を与えることにより、健全な育成を図るため、市内12小学校内で放課後児童クラブを実施した。<br>また、保護者の負担軽減を目的に、長期休業期間中の昼食提供について3月に試行実施した。<br>明らかになった課題等を改善しつつ、令和7年度に本格導入を目指す。<br>・対象児童　小学校1年生から6年生<br>・平均登録児童数　2,316人<br>・平均利用児童数　843人<br><br>○市内に開設された民間団体が行う放課後児童クラブの運営に要する経費に対して補助を行った。<br>・補助対象　1団体4クラブ<br>・補助金額　40,237,808円 |
| 子育て支援の充実 | 幼児一時預かり<br>【こども課】 | 就労・ﾘﾌﾚｯｼｭ等の理由により、子どもを保育できない時に、子育て総合支援センター及び南部子育て支援センターにおいて、一時的に子どもの預かりを行った。<br>・利用人数 1,116人(総合919人、南部197人) |
| | 子育て支援センター事業<br>【こども課】 | 3か所の子育て支援センターで常設広場として親子が安心して遊べる場を提供し、年齢別広場、育児講座の開催や育児相談等を行った。<br>利用者数　55,515人(総合33,260人、北部8,882人、南部13,373人) |
| 介護支援の充実 | 認知症総合相談<br>【高齢者支援課】 | まなぶん横須賀のケアラーズカフェ日向家(認知症カフェ)において、認知症の方の支援やサービスに関することや介護者の悩みなどの相談を受けた。相談件数　57件 |

その他事業

| 事業名 |
| --- |
| 保育所等整備補助事業 |
| 早朝・延長保育 |
| 一時的保育 |
| 子育て支援情報提供事業 |
| ファミリーサポートセンター事業 |
| ママ応援事業(訪問型子育て支援事業) |
| 新生児訪問事業 |
| ベビーサロン |
| 子ども医療費の助成 |
| 不妊治療費の助成 |
| 不育症治療費の助成 |
| 妊産婦・乳児健康診査費等の助成 |
| 妊娠出産子育てに関する支援 |
| 育児休業中の子育て支援事業 |
| 認知症出前講座 |
| 家族支援プログラム |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 施策の評価 | 成果動向 | ○ 順調 | ● 横ばい | ○ 順調でない |
| | ［施策1］男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備は、基準値より悪化している指標が2つあり、また、前年度より悪化した指標が1つあるものの、改善した指標が3つあり、1つの指標は10年後めざそう値を達成していることから、成果動向は横ばいである。<br>指標①は、基準値から5ポイント、前年度から7.5ポイント悪化している。主な要因は、女性の活躍推進や物価高騰等による共働き世帯の増加から、特に0歳児・1歳児の入所希望が増加したことや特別支援児等の増加による保育士不足等から待機児童が発生したことによるものと考える。<br>指標②は、基準値から約23,000人減少しているものの、前年度から約4,800人増加している。主な要因は、新型コロナウイルスの影響により利用者数が大きく減少したものの、居場所や交流の場を求めている方に対し、必要とされる事業を継続的に実施していることによるものと考える。<br>指標③は、基準値から4.6ポイント、前年度から1.6ポイント改善している。主な要因は、認知症総合相談の充実を始めとする各種高齢者支援を継続的に実施していることによるものと考える。<br>指標④は、基準値から15ポイント、前年度から5.3ポイント改善しており、かつ10年後めざそう値を達成している。主な要因は、社会における意識変化や関係法令の整備、職場環境の整備の推進によるものと考える。 | | | |

| 基本目標 | 1 | だれもが多様な生き方・働き方を選択できている |
|---|---|---|

| 施策 | 2 | ワーク・ライフ・バランスの推進 |
|---|---|---|

| 方向性 | だれもが働きやすく、働き続けられ、事業所の自主的な取り組みのための啓発や支援を行い、男女ともに家庭生活に主体的に参画できるワーク・ライフ・バランスを推進します。また、出産・育児・介護で職業生活に影響を受けやすい女性が、家族の役割を円滑に果たしつつ、職業生活と家庭生活の両立ができるよう取り組みを推進します。（東海市女性活躍推進計画） | 主管課 | 商工労政課<br>市民協働課 |
|---|---|---|---|

| 成　果　指　標 | 方向性 | 基準値<br>H26<br>（2014） | 前年度<br>R5<br>（2023） | 現状値<br>R6<br>（2024） | めざそう値<br>R2<br>（2020） | めざそう値<br>R7<br>（2025） | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑤家事について、家族で協力し合っている人の割合 | ↗ | 60.4% | 64.5 | 76.1 | 65% | 70% | 改善 | 改善 |
| ⑥法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合 | ↗ | 21.1% | 27.9 | 13.4 | 25% | 29% | 悪化 | 悪化 |
| ⑦仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合 | ↗ | 65.2% | 70.9 | 71.7 | 70% | 75% | 改善 | 改善 |

**⑤家事について、家族で協力し合っている人の割合**

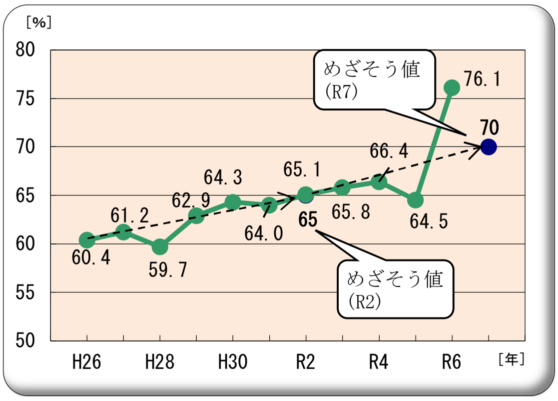


**⑥法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合**

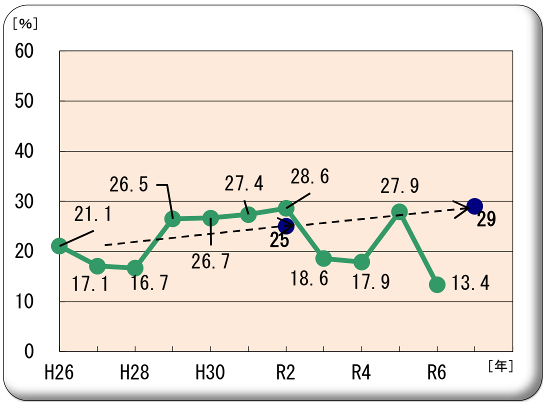


**⑦仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合**

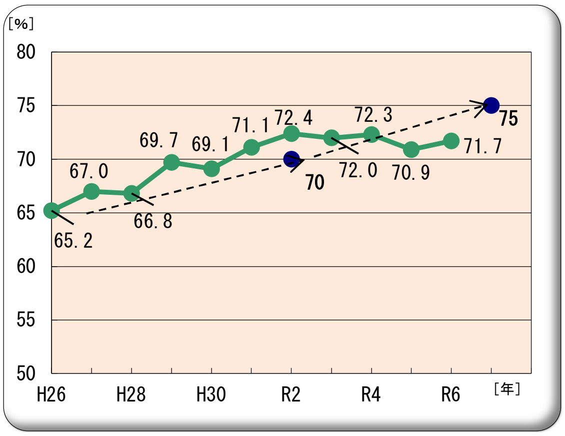

**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 働きやすい職場づくり | 事業所アンケート<br>【市民協働課】 | 男女共同参画に関する意識及び成果指標の現状値・基準値の把握のため、従業員30人以上の市内全事業所を対象にアンケート調査を実施した。<br>[意識調査]<br>・対象　350社<br>・回収率　38.3%<br>[現状値・基準値調査]<br>・対象　347社<br>・回収率　38.3% |
| | ファミリー・フレンドリー企業(登録制度の啓発)<br>【商工労政課】 | ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口に設置した。 |
| 男性の家庭生活への参画促進 | パパ広場<br>【こども課】 | 父親が子育てに自信と喜びが持てるように、父と子どもが遊びを通して触れ合い、楽しい時間を過ごす中で、父としての関わり方を学べるようにした。※R5より、父と子のみの参加<br>開催回数　年3回<br>参加者数　87人<br>(内訳　父43人、子44人) |
| 多様な生き方・働き方の支援 | 女性の活躍支援講座<br>【市民協働課】 | 地域や職場での女性の活躍を支援するため、育児休業復帰後の女性や働く女性・事業所を対象とした講座を開催した。<br>(まちづくり協働推進事業)<br>・開催日　①育児休業復帰後(2回連続講座)11月10日・12月1日、②働く女性・事業所12月10日<br>・場所　①②ともに芸術劇場<br>・参加者数　①各日7名、②12名 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| 事業所への情報提供 |
| 事業所との情報交換 |
| 東海市ママ・ジョブ・あいち出張相談 |

| 施策の評価 | |
|---|---|
| 成果動向 | ○ 順調　● 横ばい　○ 順調でない |
| | ［施策2］ワーク・ライフ・バランスの推進は、基準値より悪化している指標が１つあり、また、前年度より悪化した指標が1つあるものの、改善した指標が2つあり、1つの指標は10年後めざそう値を達成していることから、成果動向は横ばいである。<br>指標⑤は、基準値から15.7ポイント、前年度から11.6ポイント改善しており、かつ10年後めざそう値を達成している。主な要因は、共働き世帯の増加に伴う意識変化によるものと考える。<br>指標⑥は、基準値から7.7ポイント、前年度から14.5ポイント悪化している。主な要因は、育児・介護休業法の改正により仕事と介護の両立支援を強化した介護休業制度が整備されつつあることによるものと考える。<br>指標⑦は、基準値から6.5ポイント、前年度から0.8ポイント改善している。主な要因は、性別や年齢に関わらずワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透しつつあることによるものと考える。 |

| 基本目標 | 2 | だれもが互いに理解・尊重し合えている |
|---|---|---|

| 施策 | 3 | 男女共同参画意識の啓発・促進 |
|---|---|---|

| 方向性 | あらゆる人が固定的性別役割分担意識を見直し、家庭・地域・職場などあらゆる場において男女が互いに性差の違いを認識し、尊重し合い、男女共同参画意識を深めていけるよう、啓発・促進します。 | 主管課 | 市民協働課<br>社会教育課 |
|---|---|---|---|

| 成果指標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑧ジェンダーの意味を知っている人の割合 | ↗ | 16.5% | 77.2 | 76.4 | 20% | 60% | 改善 | 悪化 |
| ⑨男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合 | ↗ | 32.8% | 56.0 | 65.9 | 37% | 60% | 改善 | 改善 |
| ⑩将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合(※) | ↗ | 71.4% | 94.2 | 96.6 | 75% | 80% | 改善 | 改善 |

**⑧ジェンダーの意味を知っている人の割合**

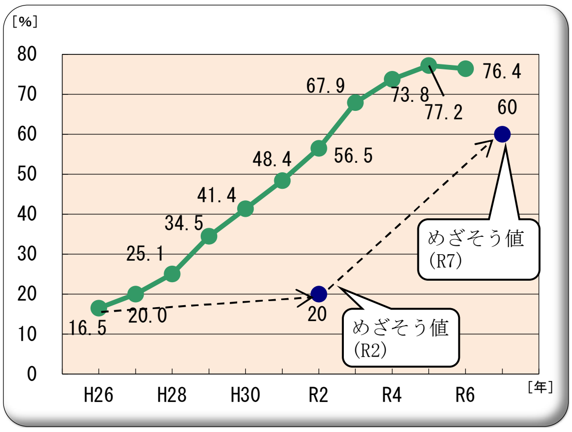


**⑨男は外で働き、女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合**

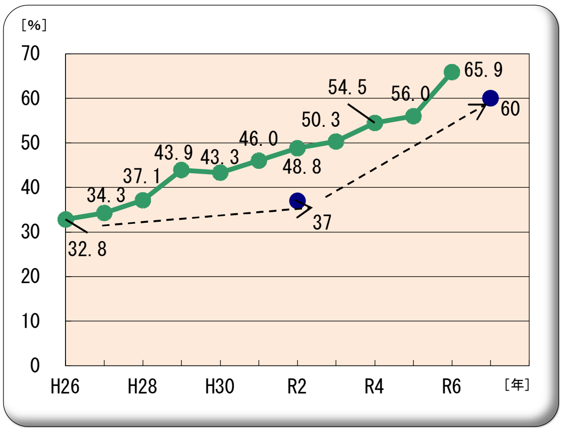


**⑩将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合**

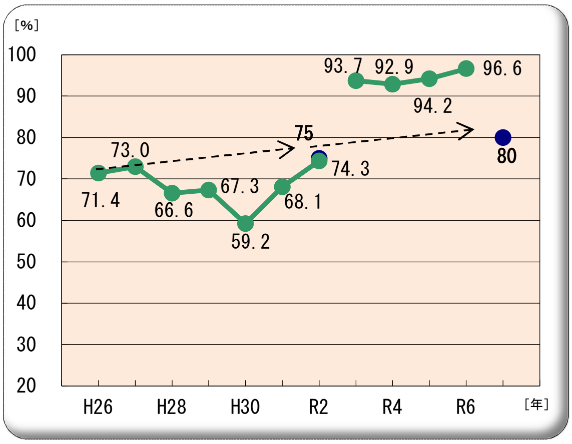


(※)R3(2021)年度のアンケートから、回答の選択肢を変更

**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 市民への普及・啓発 | 男女共同参画情報誌<br>【市民協働課】 | 「個性を認め合い いきいきと活躍できるまち～知ってみよう 考えてみよう 多様な性のあり方」をテーマに啓発情報誌を発行した。<br>(まちづくり協働推進事業)<br>・発行回数 1回<br>・発行部数 1,000部(A3二つ折り 4ページ) |
| 学習機会の提供 | 男女共同参画啓発講座<br>【市民協働課】 | 男女共同参画に対する理解を深めるため、「思い込みからの脱出～誰もが自分らしく生きるために～」をテーマに講座を開催した。<br>(まちづくり協働推進事業)<br>・開催日 9月22日<br>・場所 芸術劇場<br>・参加者数 84名(オンライン・アーカイブ視聴含む) |
| | 家庭教育シンポジウム開催事業<br>【社会教育課】 | 主に思春期の子どもを持つ保護者を対象に、家庭教育に関する課題の解決及び家庭教育力の向上を図るためのシンポジウムを開催した。<br>・開催日 7月7日<br>・場所 芸術劇場<br>・参加者数 111人 |
| 子どもへの理解促進 | 育児体験<br>【こども課】 | 妊婦が子育てに希望や喜びが持てるように、保育士の子どもに関わる場面を見たり、先輩ママから話を聞いたり、赤ちゃんと関わる機会を提供した。<br>・開催回数 11回<br>・場所 子育て総合支援センター<br>・参加者数 43人 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| 両親学級 |
| 家庭教育支援事業 |
| |
| 育児講座 |

| 施策の評価 | 成果動向 | ● 順調　○ 横ばい　○ 順調でない |
|---|---|---|
| | ［施策3］男女共同参画意識の啓発・促進は、全ての指標が基準値より改善しており、また、前年度より悪化した指標が1つあるものの、全ての指標が10年後めざそう値を達成していることから、成果動向は順調である。<br>指標⑧は、前年度から0.8ポイント悪化したものの、基準値から59.9ポイント改善しており、かつ10年後めざそう値を達成している。主な要因は、社会環境の変化に伴う影響や男女共同参画に関する継続的な啓発によるものと考える。<br>指標⑨は、基準値から33.1ポイント、前年度から9.9ポイント改善しており、かつ10年後めざそう値を達成している。主な要因は、社会環境の変化に伴う影響や男女共同参画意識の浸透によるものと考える。<br>指標⑩は、基準値から25.2ポイント、前年度から2.4ポイント改善しており、かつ10年後めざそう値を達成している。主な要因は、学校教育における取組や共働き世帯の増加による家庭環境の変化によるものと考える。 | |

| 基本目標 | 3 | 地域・職場などあらゆる場への参画ができている |
|---|---|---|

| 施策 | 4 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 |
|---|---|---|

| 方向性 | 市が設置する審議会などの委員や市職員の管理職などに積極的に女性を登用し、事業所の管理職などの女性登用の支援を行い、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。また、女性が不利益を被っている場合、一定の範囲で特別の機会を提供するなど女性の参画拡大を目指すポジティブ・アクション推進について検討します。(東海市女性活躍推進計画) | 主管課 | 市民協働課<br>職員課<br>商工労政課 |
|---|---|---|---|

| 成 果 指 標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑪審議会・委員会などの女性委員の登用率 | ↗ | 34.2% | 35.2 | 33.9 | 37.5% | 40% | 悪化 | 悪化 |
| ⑫市の管理職に占める女性職員の割合 | ↗ | 20.3% | 22.8 | 23.2 | 25% | 30% | 改善 | 改善 |
| ⑬女性の管理職がいる事業所の割合 | ↗ | 16.9% | 25.0 | 24.4 | 20% | 38% | 改善 | 悪化 |

**⑪審議会・委員会などの女性委員の登用率**

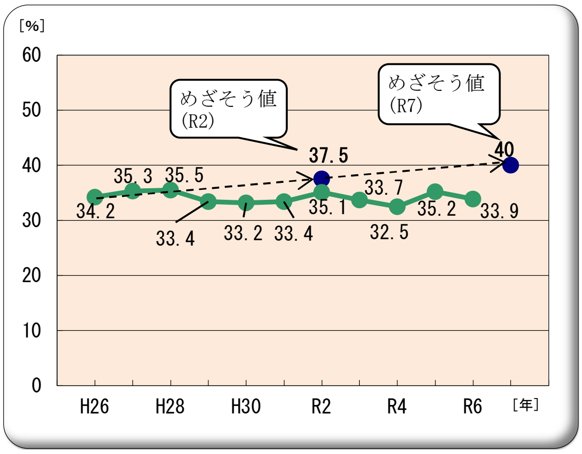


**⑫市の管理職に占める女性職員の割合**

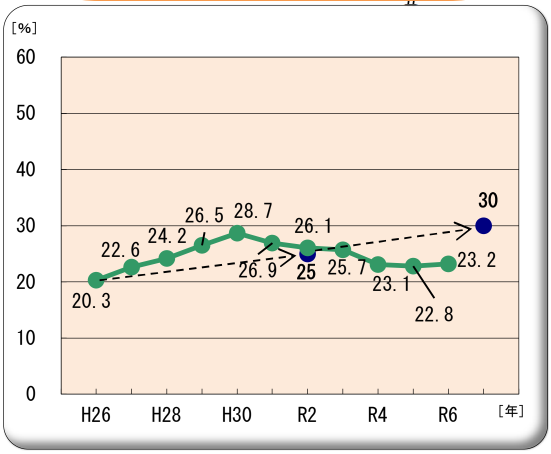


**⑬女性の管理職がいる事業所の割合**

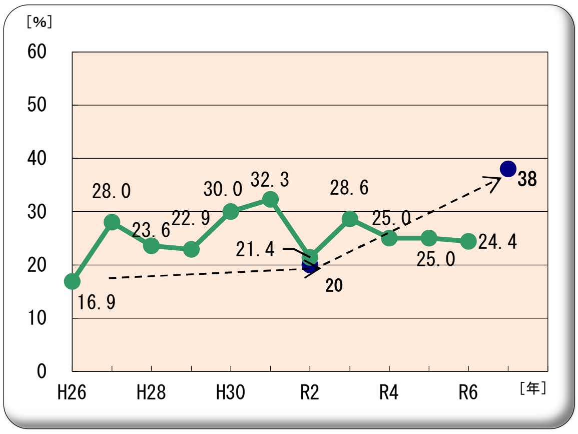

**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 政策決定過程への女性参画 | 審議会などへの女性委員の登用推進<br>【市民協働課】 | 政策決定過程への女性参画を拡大するため、審議会などへの女性委員の登用を推進した。 |
| 方針決定過程への女性参画 | 女性の活躍支援講座<br>【市民協働課】 | 地域や職場での女性の活躍を支援するため、育児休業復帰後の女性や働く女性・事業所を対象とした講座を開催した。<br>(まちづくり協働推進事業)<br>・開催日　①育児休業復帰後(2回連続講座)11月10日・12月1日、②働く女性・事業所12月10日<br>・場所　①②ともに芸術劇場<br>・参加者数　①各日7名、②12名 |
| | ファミリー・フレンドリー企業(登録制度の啓発)<br>【商工労政課】 | ファミリー・フレンドリー企業の啓発パンフレットを窓口に設置した。 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| 市職員の管理職への女性の登用推進 |
| 事業所との情報交換 |
| 事業所への情報提供 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

| 施策の評価 | 成果動向　○ 順調　○ 横ばい　● 順調でない |
|---|---|
| | ［施策4］政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、基準値より悪化している指標が１つあり、また、前年度より改善した指標が1つ、悪化した指標が2つあることから、成果動向は順調ではない。<br>指標⑪は、基準値から0.3ポイント、前年度から1.3ポイント悪化している。主な要因は、審議会等の性質や目的により役職を指定し委員を選出していることや、推薦団体に女性が少なく、女性委員の登用が難しい状況等にあることによると考える。なお、公募委員では、女性の登用率が過半数を超えていることから、女性の政策決定過程への参加意欲は高いことが伺える。<br>指標⑫は、基準値から2.9ポイント、前年度から0.4ポイント改善している。女性管理職の人数は前年度から1名減の22人とほぼ横ばいであるが、男性管理職の人数減により、割合は増加している。<br>指標⑬は、基準値から7.5ポイント改善しているが、前年度から0.6ポイント悪化している。主な要因は、正社員のうち女性の割合が12.2%と男性より少ないことによると考える。なお、業種別では、サービス業及び製造業を中心に一定数の女性管理職がおり、サービス業は40%と10年後めざそう値を達成している。 |

| 基本目標 | 3 | 地域・職場などあらゆる場への参画ができている |
|---|---|---|

| 施策 | 5 | 地域における男女共同参画の推進 |
|---|---|---|

| 方向性 | だれもが気軽に地域活動に参加しやすいよう、コミュニティや町内会、市民団体などの地域活動における男女共同参画の取り組みを支援するとともに、地域の活動拠点づくりを行うなど、地域における男女共同参画を推進します。 | 主管課 | 市民協働課<br>防災危機管理課 |
|---|---|---|---|

| 成果指標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑭コミュニティや町内会などの地域行事や活動又は市民活動に参加している人の割合 | ↗ | 43.9% | 38.8 | 36.6 | 47% | 50% | 悪化 | 悪化 |
| ⑮町内会・自治会の正副会長の女性の割合 | ↗ | 9.2% | 15.4 | 16.1 | 12% | 15% | 改善 | 改善 |

⑭コミュニティや町内会などの地域行事や活動又は市民活動に参加している人の割合

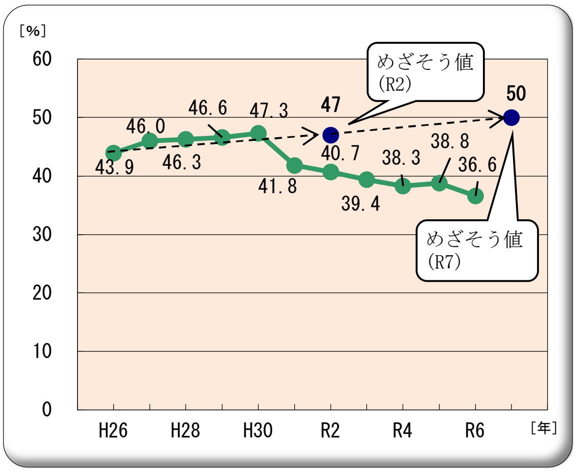


⑮町内会・自治会の正副会長の女性の割合

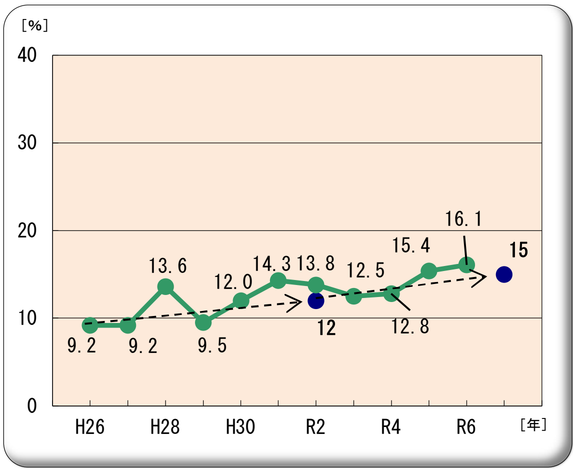

**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
| --- | --- | --- |
| 地域活動への参画の推進 | 地域まちづくりリーダー育成講座、研修の実施<br>【市民協働課】 | 地域の人材育成及び地域活動の課題解決等を図るため、地域を担う各コミュニティ役員を対象に、災害と停電をテーマに講演会を開催した。<br>・講師　名古屋大学減災連携研究センター エネルギー防災寄附研究部門　特任准教授　都築　充雄　氏<br>・場所　商工センター<br>・参加者数　36人(うち女性8人) |
| 地域活動への参画の推進 | 防災リーダーの育成<br>【防災危機管理課】 | 災害に強いまちづくりに向けて、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の中心的な担い手として活動する地域防災リーダーを育成することを目標に開催した。<br>・開催日数　8日間<br>・場所　地域防災センター等<br>・参加者数　20人(うち修了者15人、女性7人) |
| 地域における活動・交流の拠点づくり | 市民活動センターの運営<br>【市民協働課】 | 市民活動の健全な発展を目指し、市民団体や情報収集・交換・学習交流などを行う場所や機会を提供した。 |
| 地域における活動・交流の拠点づくり | 市民館・公民館の運営<br>【社会教育課】 | 地域における文化・学習・地域づくりの場として、市民館・公民館の管理運営を実施した。地域の特性に合った講座や教室、地域住民が気軽に交流できる場としてサロンカフェを開催した。 |

**その他事業**

| 事業名 |
| --- |
| 市民活動相談 |
| 地域支えあい体制づくり事業 |
| 女性消防団員の育成・支援 |
| 地域まちづくり支援事業 |
| コミュニティ事務局員会議 |
| まちづくり協働推進事業 |

| 施策の評価 | |
| --- | --- |
| 成果動向 | ○ 順調　● 横ばい　○ 順調でない |
| | ［施策5］地域における男女共同参画の推進は、基準値より悪化している指標が１つあり、また、前年度より悪化した指標が1つあるものの、改善した指標が1つあり、1つの指標は10年後めざそう値を達成していることから、成果動向は横ばいである。<br>指標⑭は、基準値から7.3ポイント、前年度から2.2ポイント悪化している。主な要因は、地域活動へ参加する時間的余裕がないことや、地域活動等への興味関心が低くなってきていることによるものと考える。<br>指標⑮は、基準値から6.9ポイント、前年度から0.7ポイント改善しており、かつ10年後めざそう値を達成している。主な要因は、町内会・自治会において、役員数や役員の選出方法等の考え方は様々であるが、役員数が減少している中で複数の町内会・自治会において、継続して女性の正副会長が選出されていることによるものと考える。 |

| 基本目標 | 4 | だれもが安心して快適に暮らしている |
|---|---|---|

| 施策 | 6 | 男女間における暴力の根絶 |
|---|---|---|

| 方向性 | DV（ドメスティック・バイオレンス）など男女間における暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの人権を侵害する行為について、広報・啓発及び相談事業の充実に努め、男女間における暴力の根絶を目指します。（東海市DV対策基本計画） | 主管課 | 社会福祉課 |
|---|---|---|---|

| 成果指標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑯DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合 | ↗ | 28.0% | 21.0 | 29.9 | 35% | 40% | 改善 | 改善 |

**⑯DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口を知っている人の割合**

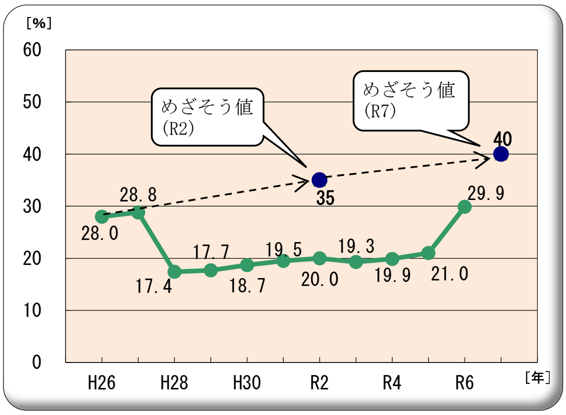


**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 啓発活動の推進 | 広報・啓発活動の推進<br>【市民協働課】 | 被害の予防や相談窓口について、ホームページや広報紙、デジタル案内板への掲載、庁舎や芸術劇場等公共施設のトイレにリーフレットを設置した。 |
| 相談体制の整備 | 女性のための悩みごと相談<br>【社会福祉課】 | DVや女性が日常生活で直面する悩みの解決を図るための自己回復の足がかりとして、フェミニストカウンセラーによる相談業務を行った。<br>・相談場所　市民活動室<br>・開催回数　24回（月2回）<br>・相談件数　延32件 |
| | 家庭児童相談<br>【こども課】 | 家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化を図る相談、指導及び援助を行った。<br>・家庭児童専門員　4人<br>・相談件数<br>　家庭児童相談　326件 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| 犯罪被害者支援窓口の情報提供 |

| 施策の評価 | 成果動向　○ 順調　● 横ばい　○ 順調でない |
|---|---|
| | ［施策6］男女間における暴力の根絶は、指標⑯が基準値から1.9ポイント、前年度から8.9ポイント改善しているものの、めざそう値との乖離があるため、成果動向は横ばいである。<br>　前年度と比べ、男女別では男性が28.9％で11.9ポイント、女性が31.0％で7.2ポイント改善しており、また、年齢別では特に低かった16～19歳が25.0％で14.5ポイント改善している。主な要因は、継続的な啓発及びＤＶに関する社会的な認知の向上によるものと考える。 |

| 基本目標 | 4 | だれもが安心して快適に暮らしている |
|---|---|---|

| 施策 | 7 | 生涯を通じた健康づくりの推進 |
|---|---|---|

| 方向性 | 男女が性別による違いを互いに理解して認め合い、ライフステージに応じて自らの健康を守ることができるような支援を行い、生涯を通じた健康づくりを推進します。 | 主管課 | 健康推進課<br>国保課 |
|---|---|---|---|

| 成果指標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑰年に1回は健康診断を受けている人の割合(女性)(健康診断:がん検診のみの場合を除く) | ↗ | 73.4% | 74.2 | 73.9 | 80% | 83% | 改善 | 悪化 |

**⑰年に1回は健康診断を受けている人の割合(女性)(健康診断:がん検診のみの場合を除く)**

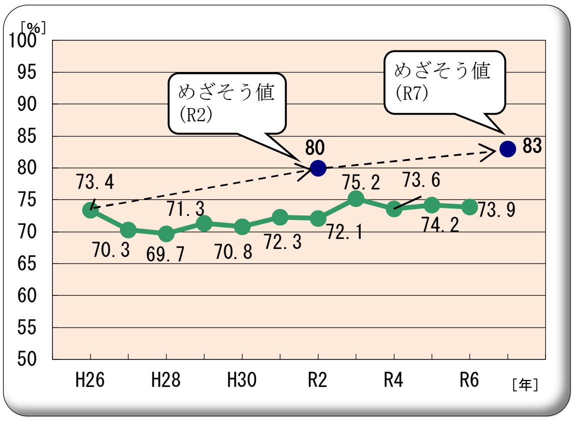

**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 性差に応じた健康支援 | 健康診断・相談・指導の実施<br>【健康推進課】 | 各種健(検)診を受診しやすくし、生活習慣を見直すきっかけとするため、対象者への個別通知、受診しやすい環境づくり(個別健診、土曜日の実施)、健診結果に応じた健康相談及び保健指導等を実施した。 |
| | 予防接種の実施<br>【健康推進課】 | 子どもの先天性風しん症候群を予防するために、妊婦の夫、妊娠を希望する女性及びその夫に風しん予防接種もしくは麻しん風しん混合予防接種への補助を行った。<br>・補助件数　75件(3月31日現在) |
| | 抗体価検査及び予防接種の実施<br>【健康推進課】 | 子どもの先天性風しん症候群を予防するために、風しんの定期接種を受ける機会のなかった男性を対象に、抗体価検査及び予防接種を実施した。<br>・抗体価検査 268件<br>・予防接種　　50件<br>(いずれも2月28日現在) |
| 妊娠・出産に関する健康支援 | 妊産婦・乳児健康診査費等の助成<br>【国保課】<br>【健康推進課】 | [妊婦医療費助成]<br>妊婦の健康の保持及び増進を図ることにより、健やかな児童の出生に寄与するため、妊婦の医療費を助成した。<br>・対象者　568名<br>・助成件数 述べ　1,019件<br>・助成額　9,358,657円<br>[妊産婦・乳児健康診査補助金]<br>里帰り出産などの理由で県内の委託医療機関で受診することができず、県外の医療機関で受診した場合の費用を補助した。<br>・補助件数　延べ469件<br>・補助額　　2,419,721円<br>(いずれも3月31日現在) |
| | 不妊治療費の助成<br>【国保課】 | 不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用を助成した。<br>・助成組数　266組<br>・助成額　　31,002,502円 |
| | 不育症治療費の助成<br>【国保課】 | 不育症治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、不育症治療に要する費用を助成した。<br>・助成件数　6件<br>・助成額　549,431円 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| フレッシュ健康診査 |
| 運動・食生活応援メニューの情報提供 |
| 妊娠出産子育てに関する支援 |

| 施策の評価 | 成果動向 | ○ 順調 | ● 横ばい | ○ 順調でない |
|---|---|---|---|---|
| | ［施策７］生涯を通じた健康づくりの推進について、指標⑰が、基準値からは0.5ポイント改善しているものの、前年度から0.3ポイント悪化しており、横ばいである。<br>　前年度と比べ、年齢別では30代が79.5%で13.1ポイント、職業別では無職が75.0%で6.1ポイント改善した。一方、10代が43.8%で9.5ポイント、20代が73.0%で2.9ポイント、学生が45.1%で15.4ポイント悪化した。主な要因は、30代以上の年代では改善傾向にあることから、若年層における健診受診者が減少傾向にあることによるものと考える。 | | | |

| 基本目標 | 4 | だれもが安心して快適に暮らしている |
|---|---|---|
| 施策 | 8 | 自立した活動のための環境づくりの推進 |

| 方向性 | ひとり親家庭など、生活に困難を抱える人々が、自立し安心して暮らしていけるよう、性別や個人の状況に応じた支援を行い、自立した活動のための環境づくりを推進します。 | 主管課 | こども課 |
|---|---|---|---|

| 成果指標 | 方向性 | 基準値 H26 (2014) | 前年度 R5 (2023) | 現状値 R6 (2024) | めざそう値 R2 (2020) | めざそう値 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑱ひとり親家庭等への就業相談件数 | ↗ | 30件 | 14件 | 16件 | 35件 | 45件 | 悪化 | 改善 |

**⑱ひとり親家庭等への就業相談件数**

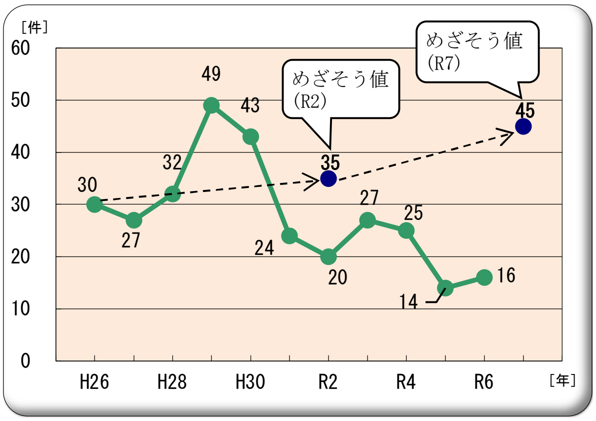


**主な事業**

| キーワード | 事業名 | 活動結果 |
|---|---|---|
| 自立のための就業等支援 | 母子家庭等自立支援事業<br>【こども課】 | 就業につながる能力開発の取り組みを支援し、母子家庭等の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金等を支給した。<br>・対象者　6人<br>・支給金額　3,430,140円 |

**その他事業**

| 事業名 |
|---|
| 児童扶養手当 |
| 女性のための悩みごと相談 |
| |
| |

| 施策の評価 | 成果動向 | ○ 順調 | ○ 横ばい | ● 順調でない |
|---|---|---|---|---|
| | ［施策8］自立した活動のための環境づくりの推進は、指標⑱が前年度から2件改善しているものの、基準値から14件悪化しており、また、めざそう値との乖離があるため、成果動向は順調ではない。<br>　主な要因は、インターネット等を通じて、自ら就労について、調査し、情報を得ていることにより相談件数が減少したものと考える。 | | | |

※は、中間見直し時に上方修正したもの。（　）内は修正前の値

| 基本目標 | 施策 | | 主管課 | | 成果指標 | 単位 | 指標の方向性 | めざそう値 5年後 R2 (2020) | めざそう値 10年後 R7 (2025) | 対基準値 | 対前年度 | 基準値 (H26) (2014) | 現状値 H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **だれもが多様な生き方･働き方を選択できている** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標1 | 1 | 男女ともに子育て・介護がしやすい環境の整備 | 幼児保育課<br>高齢者支援課 | 1 | 多様な保育ニーズに対応できる場所があると思う人の割合 | % | ↗ | 25.0 | 30.0 | 悪化 | 悪化 | 21.3 | 20.7 | 23.3 | 25.5 | 25.5 | 27.4 | 23.4 | 24.7 | 25.1 | 23.8 | 16.3 | |
| | | | | 2 | 子育て支援センター事業利用者数 | 人 | ↗ | 80,000 | 85,000 | 悪化 | 改善 | 78,915 | 72,285 | 78,132 | 77,875 | 78,573 | 62,237 | 32,340 | 37,890 | 47,013 | 50,674 | 55,515 | |
| | | | | 3 | ひとり暮らし高齢者や要介護者などに対する福祉・介護サービスが充実していると感じている人の割合 | % | ↗ | 35.0 | 40.0 | 改善 | 改善 | 29.1 | 31.2 | 27.5 | 32.5 | 31.3 | 31.4 | 35.8 | 35.4 | 33.7 | 32.1 | 33.7 | |
| | | | | 4 | ２年以内に結婚又は妊娠・出産・子育て、家族の介護や看護を理由に退職した女性の割合 | % | ↘ | 30.0 | 25.0 | 改善 | 改善 | 35.0 | 39.0 | 36.7 | 35.4 | 39.3 | 35.7 | 26.7 | 24.4 | 25.0 | 25.3 | 20.0 | |
| | 2 | ワーク・ライフ・バランスの推進 | 商工労政課<br>市民協働課 | 5 | 家事について、家族で協力し合っている人の割合 | % | ↗ | 65.0 | 70.0 | 改善 | 改善 | 60.4 | 61.2 | 59.7 | 62.9 | 64.3 | 64.0 | 65.1 | 65.8 | 66.4 | 64.5 | 76.1 | |
| | | | | 6 | 法を上回る基準の介護休業制度を規定している事業所の割合 | % | ↗ | 25.0 | 29.0 | 悪化 | 悪化 | 21.1 | 17.1 | 16.7 | 26.5 | 26.7 | 27.4 | 28.6 | 18.6 | 17.9 | 27.9 | 13.4 | |
| | | | | 7 | 仕事、家庭生活、個人の活動について調和がとれていると思う人の割合 | % | ↗ | 70.0 | 75.0 | 改善 | 改善 | 65.2 | 67.0 | 66.8 | 69.7 | 69.1 | 71.1 | 72.4 | 72.0 | 72.3 | 70.9 | 71.7 | |
| **だれもが互いに理解・尊重し合えている** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標2 | 3 | 男女共同参画意識の啓発・促進 | 市民協働課<br>社会教育課 | 8 | ジェンダーの意味を知っている人の割合 | % | ↗ | 20.0 | ※60.0<br>(30.0) | 改善 | 悪化 | 16.5 | 20.0 | 25.1 | 34.5 | 41.4 | 48.4 | 56.5 | 67.9 | 73.8 | 77.2 | 76.4 | |
| | | | | 9 | 男は外で働き女は家庭を守るべきという考え方に反対する人の割合 | % | ↗ | 37.0 | ※60.0<br>(40.0) | 改善 | 改善 | 32.8 | 34.3 | 37.1 | 43.9 | 43.3 | 46.0 | 48.8 | 50.3 | 54.5 | 56.0 | 65.9 | |
| | | | | 10 | 将来結婚したら家事について夫婦で協力しようと思う中学生の割合 | % | ↗ | 75.0 | 80.0 | 改善 | 改善 | 71.4 | 73.0 | 66.6 | 67.3 | 59.2 | 68.1 | 74.3 | 93.7 | 92.9 | 94.2 | 96.6 | |
| **地域・職場などあらゆる場への参画ができている** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標3 | 4 | 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 市民協働課<br>職員課<br>商工労政課 | 11 | 審議会・委員会などの女性委員の登用率 | % | ↗ | 37.5 | 40.0 | 悪化 | 悪化 | 34.2 | 35.3 | 35.5 | 33.4 | 33.2 | 33.4 | 35.1 | 33.7 | 32.5 | 35.2 | 33.9 | |
| | | | | 12 | 市の管理職に占める女性職員の割合 | % | ↗ | 25.0 | 30.0 | 改善 | 改善 | 20.3 | 22.6 | 24.2 | 26.5 | 28.7 | 26.9 | 26.1 | 25.7 | 23.1 | 22.8 | 23.2 | |
| | | | | 13 | 女性の管理職がいる事業所の割合 | % | ↗ | 20.0 | ※38.0<br>(25.0) | 改善 | 悪化 | 16.9 | 28.0 | 23.6 | 22.9 | 30.0 | 32.3 | 21.4 | 28.6 | 25.0 | 25.0 | 24.4 | |
| | 5 | 地域における男女共同参画の推進 | 市民協働課<br>防災危機管理課 | 14 | コミュニティや町内会などの地域行事や活動又は市民活動に参加している人の割合 | % | ↗ | 47.0 | 50.0 | 悪化 | 悪化 | 43.9 | 46.0 | 46.3 | 46.6 | 47.3 | 41.8 | 40.7 | 39.4 | 38.3 | 38.8 | 36.6 | |
| | | | | 15 | 町内会・自治会の正副会長の女性の割合 | % | ↗ | 12.0 | 15.0 | 改善 | 改善 | 9.2 | 9.2 | 13.6 | 9.5 | 12.0 | 14.3 | 13.8 | 12.5 | 12.8 | 15.4 | 16.1 | |
| **だれもが安心して快適に暮らしている** | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本目標4 | 6 | 男女間における暴力の根絶 | 社会福祉課 | 16 | ＤＶ(ドメスティック・バイオレンス)に関する相談窓口を知っている人の割合 | % | ↗ | 35.0 | 40.0 | 改善 | 改善 | 28.0 | 28.8 | 17.4 | 17.7 | 18.7 | 19.5 | 20.0 | 19.3 | 19.9 | 21.0 | 29.9 | |
| | 7 | 生涯を通じた健康づくりの推進 | 健康推進課<br>国保課 | 17 | 年に1回は健康診断を受けている人の割合（女性）(健康診断:がん検診のみの場合を除く) | % | ↗ | 80.0 | 83.0 | 改善 | 悪化 | 73.4 | 70.3 | 69.7 | 71.3 | 70.8 | 72.3 | 72.1 | 75.2 | 73.6 | 74.2 | 73.9 | |
| | 8 | 自立した活動のための環境づくりの推進 | こども課 | 18 | ひとり親家庭等への就業相談件数 | 件 | ↗ | 35 | 45 | 悪化 | 改善 | 30 | 27 | 32 | 49 | 43 | 24 | 20 | 27 | 25 | 14 | 16 | |